

令和 6 年第 1 回（3 月）定例町議会

（第 3 日 3 月 7 日）

## 令和6年第1回（3月）西伊豆町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和5年3月7日（木）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第11号 西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 議案第12号 西伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第13号 西伊豆町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改  
正する条例案について
- 日程第 4 議案第14号 西伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第15号 西伊豆町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案  
について
- 日程第 6 議案第16号 西伊豆町温泉事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案  
について
- 日程第 7 議案第17号 西伊豆町消防団条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第18号 西伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一  
部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第19号 西伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改  
正する条例案について
- 日程第10 議案第20号 令和5年度西伊豆町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第11 議案第21号 令和5年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第22号 令和5年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第23号 令和5年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第  
4号）
- 日程第14 議案第24号 令和5年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第25号 令和6年度西伊豆町一般会計予算
- 日程第16 議案第26号 令和6年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第27号 令和6年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第28号 令和6年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算

日程第19 議案第29号 令和6年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計予算

日程第20 議案第30号 令和6年度西伊豆町水道事業会計予算

日程第21 議案第31号 令和6年度西伊豆町温泉事業会計予算

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	松田貴宏君	2番	浅賀元希君
3番	仲田慶枝君	4番	堤豊君
5番	芹澤孝君	6番	高橋敬治君
7番	山田厚司君	8番	西島繁樹君
9番	堤和夫君	10番	増山勇君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野淨晋君	副町長	高木光一君
教育長	鈴木秀輝君	総務課長	白石洋巳君
まちづくり課長	長島司君	窓口税務課長	高橋昌子君
健康福祉課長	渡邊貴浩君	産業建設課長	久保田寿之君
防災課長	真野隆弘君	環境課長	鈴木昇生君
会計課長	森健君	企業課長	村松圭吾君
教育委員会事務局長	朝倉通彰君		

---

職務のため出席した者

議会事務局長 佐野浩正 書記 堤浩之

---

開会 午前 9時30分

### ◎開会宣言

○議長（堤 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程説明

○議長（堤 豊君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

次に訂正、環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） おはようございます。昨日議案第5号の町道赤羽山線の認定についての際のなぜ管理道路全線を町道にしないのかというご質問に対してですが、フォクリフトで公道を走行するにはナンバーの取得が必要となります。敷地内での運転にはナンバー取得及び許可は必要ないとのことですので、今後施設の広域化に伴う取り壊しや跡地利用も控えておりますし、旧テニスコート手前までの町道としてその上は管理道のままでおいてほしいと環境課のほうから産業建設課へ依頼したものです。なお町道境にゲートを設置する件につきましては、今後検討してまいります。以上です。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） すいません、私は昨日のですね、芹澤議員の一般質問の中で、応急建築住宅の必要戸数で津波浸水想定区域以外に建設できる戸数はいくつかとの質問に対しての答弁ですね、153戸と回答しましたが52戸の誤りでした。大変申し訳ございませんでした。

---

### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第1、議案第11号、西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君）　はい。議案第11号は西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） それでは、議案第11号、西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明をいたします。

まず1ページをご覧ください。こちらが改正の内容になっております。まず今回の改正ですけれども、介護保険法施行規則の改正及び西伊豆町第10期高齢者保健福祉計画並びに第9期介護保険事業計画の策定に伴いまして、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の段階別の保険料を改めるものです。今回、主な見直しの内容ですが介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据えまして、第1号被保険者間で所得再分配機能を強化することにより、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、標準第9段階を13段階に改め高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げを行うものでございます。保険料は、基準月額を現行6,500円から5,400円に改め、1年間の保険料を7万8,000円から6万4,800円に改めるものとなっております。

2ページの新旧対照表をご覧ください。左が現行、右が改正案となります。第3条第1項の保険料率において、右側の改正案のとおり令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率を各号に掲げる区分に応じて改正したいものでございます。なお、6年度からは新たに10号から13号が加わることになります。

次に第2項ですが2ページから3ページにかけてになります。ここでは住民税非課税世帯の低所得者の保険料軽減を定めております。前項第1号に掲げるものについては1万8,400円に改正いたします。同じように第3項は、第1項第2号に掲げるものを3万1,400円に第4項は第1項第3号に掲げるものを4万4,300円に改正したいものでございます。

次に、別添の議案第11号資料の1ページをご覧ください。こちらの表は、左側が現行の第8期の介護保険料になります。真ん中の表は改正案の第9期令和6年度から令和8年度までの介護保険料の一覧になっております。1番右の表は8期と9期の差をあらわしたものとなっております。先ほど説明しました新旧対照表の改正案で、第3条第1項第1号介護保険法施行令第38条第1項1号に掲げるものというのは、こちらの真ん中の表の標準段階の1番上

になります。第1段階の方を指しておりますと、年間保険料が2万9,400円となります。以後新旧対照表の2号から8号が、資料の第2段階から第8段階に対応いたします。それから第9段階につきましては、これまで所得条件というのが合計所得金額が320万円以上で負担割合が1.7、この1.7というのは、第5段階を1とした場合の1.7倍に相当するということの1.7です。これまで第9段階が一つだったんですが今度の第9期からはこれを5つ増えまして第9段階が所得の条件が320万円以上で1.7、第10段階が420万円以上で1.9、11段階が520万以上で2.1、第12段階は620万以上で2.3、第13段階は720万以上で2.4となります。それから1番下の表ですが、こちらは低所得者の保険料の軽減の表になりますと、第1段階から第3段階までの方の軽減特例としまして、令和6年度から8年度までの3カ年は、基準額に対する割合をそれぞれ第1段階が0.455から0.285人、第2段階が0.685から0.485、第3段階が0.690から0.685に減少したいという内容でございます。

続きまして2ページをご覧ください。こちら参考資料です。第1表の表をもとにそれぞれ被保険者数を段階ごとに当てはめたものになります。左が第8期右が第9期の計画地の人数となっております。段階ごとに被保険者数が記入されております。

次に3ページ、資料3ページをご覧ください。こちらも参考資料となりますが、これは資料1の介護保険料資料2、の被保険者数を掛けて算出した段階ごとの保険料額となっております。被保険者は、令和5年度の見込み値と令和6年度の計画値を使っております。この表を見てご覧のとおりですね今回の改正によりまして、まず基準額がさがりました。で、それに当てはめます第1期から第10期の方はこれまでより保険料が下がることになります。これまで第9段階にいた方のうち520万以上の方、この表にしますと11、12、13段階の方が保険料が上がるという内容となります。

1ページにお戻りください。本案件につきましては、西伊豆町地域福祉検討協議会へ諮問しまして、妥当であるという旨の答申を頂いております。1ページの下、下段になりますが附則としまして1、この条例は令和6年4月1日から施行します。2、改正後の西伊豆町介護保険条例第3条の規定は令和6年度の保険料から適用し、令和5年度以前の保険料、失礼しました。令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によります。以上説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 資料のほうのですね、所得の条件のところなんですけども、第1段階から第5段階は年金収入が記載されております。第6段階からはですね、合計所得となっておりますけどもこの違いって何なんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） こちらはですね、所得の条件にありますてこれは簡易的に分かりやすく記載してありますがこれは介護保険の施行規則のほうで、この段階というのが決まっております。それからこの条件もですね、年金収入あるいは合計所得とありますけれども、これは判定基準となりますので一応その何ていうんでしょうかね。分かりやすく言うと、年金第1段階が年金収入80万以下ということです。それから第6段階になると合計になりますけど第6段階ですとある程度一定の所得がある方になりますのでね、年金収入だけでなくって所得で見ます。ですのでこれは、この表にしてみるとちょっと分かりにくいかもしれませんけれども、これはもう施工令で決まった算定基準となっておりますので、これをもとに保険料を確定するというものになっております。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） これは標準でこういうふうな記載だっていうことが分かりました。もう1点質問なんですけども、条例は6月、6年の4月1日からということなんですけども実際に保険料がですね、年金からの控除になるかと思いますけども、いつの年金からこの改正に基づいた保険料になるということでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。10月からの年金に反映されます。

○議長（堤 豊君） いいですか。

質疑ありませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） この新たんですね、表でいくとこの11段階、520万以上の方がですね介護保険料が上がってくるっていうふうな話だったんです説明だったんですけどもこの対象者ですね、表でいくと8人7人、それから最終の13段階で26人ですよね。この方々たちっていうのがですね徴収に関してはですね、特別徴収になってるのか普通徴収になってるのかそれと徴収率っていうのは今までどういうふうな感じだったのか、その辺だけちょっと教えてもらえますか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） 原則としますと、年金からの徴収になりますので特別徴収になります。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） ここに介護保険の改正の議案が出されたわけですが、担当課としては介護保険計画書をつくられたわけですよね。それでここにこれを判断するにおいてそれは大変私は参考になると思うんだけど、議員にどうして介護保険計画書が配られないのか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） 計画書がですね、先日諮問、答申が出されました。実際に現物がまだできておりません。ただもちろん委員会の中ではですね、計画の概略とかあるいは保険料の動きそういうものをですね、委員の皆様にご提示協議していただいた中でこの保険料に今回させていただきたいということでお伝えしております。議員の皆様の手元にはまだ製本として届いておりませんので、もう少し遅くなります。で、恐らく今週か来週ぐらいにですね概略版というのが今度できてまいりますので、それができたら渡ししようかなとうふうに思っております。

○議長（堤 豊君） そのほかいかがでしょうか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 私も芹澤議員と同じ考え方をしてましてね、例えば今回予算を見るに当たりね、前年度の保険料ですね、これに比べて約20%ぐらいやっぱり下がってるわけですよ。その要因というのをですね、やはり我々も吟味しないとなかなか出てきた数字だけで判断しにくいというところがあるんで、ぜひ次の計画ですか3年後、4年後になるのかな。このときにはですね、もう答申できるとすれば、がり刷りでも何でも結構ですんで議員に配布してもらいたいと思うんですけどもいかがですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい、すいません。もう少し早ければですね間に合ったんですけども次回の改定までにはですね、議会に間に合うような形で資料用意させていただきたいと思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 資料のほうの2ページのところでですね。第9段階の方が第9、10、11、12、13とこのように分かれたと思うんですけども令和5年度で見込み値でいっての合計の数字ですね、所得段階別被保険者数、これが第8期の表が左第9期が右にあるわけですが、119人というのが第9期のほうで、第9段階から13段階を足してみると110ということで減っているわけですけれども、これは要するに計画値見込み値でこういうふうな数字が出てきていると推察してよろしいんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。右の第9期の被保険者の計画値ですね、これ6年7年8年と合計欄を見ていただくと被保険者数が減っていきます。ですのでこれおっしゃるとおり計画値ですので、5年度の見込みとそのままそれがスライドということではありません。右側の計画値は過去の統計、それから今後のですね、被保険者数、人口そういったところをもとに統計値として見込みの数を出しているので必ず一致ということではございません。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） はい。分かりました。それでですね13段階にしてもですね、5段階を基準とする1.0とするという、この辺の考え方はどうして13段階にしても第5段階を1.0と考えたんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。第5段階をまず基準とします。で、ここは1.0というのをここは動かさずにですね、ここをベースと考えますのでこれを動かしてしまうと、制度の構造上保険料が全く変わってしまいます。ですのでこここの第5段階が割合を1.0これはもうこの保険料を算定する上で基準となる数値になりますのでここはまず動かすことができません。全体もですね実は市町村で動かすことはできないんですけども、国のほうでこれ算定しておりますのでね、ここを基準にベースに例えば6段階だと1.2倍、7段階だと1.3倍というふうに増えていくわけですね。ですのでこここの第5段階を第7段階のほうに動かしたりしますと、保険料の算定をする上で基準が全部変わってしまいますのでね、そうすると国のほうもこれが算定がまた変わってしまうということで後はそのまま動かさず、そして所得の高い9段階の方々をより細分化して所得が高ければ高いほど負担を少し大きくしていただく。そして第1から第3のほうについてはより今までよりも保険料を低くするというふうな構造で今回つくっております。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） はい。分かりました。そうしますとですね基本第5段階の年収、年金、収入等80万円越え町民税課税世帯、これが当西伊豆町においても大体このところが1番多いくなってくると。こう考えてよろしいんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。そこは必ずしもそうとも言えなくてですね、資料の2ページをご覧頂きますと現在第8期の5年度の見込みのところを見ますとね、第5段階631となっております。でこの第6段階になりますと691でこちらのほうが多いですね。ですので一応5が基準ですけれどもそこは構成する被保険者によって変わります。で、西伊豆町みたいにですね、地方ですとやっぱり第1第2第3段階、ここの割合が全体的に多くなっているいわゆる低所得者ですね、の割合が多いという傾向は見てとれます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 資料の3ページのところの、規格がございますけれど低所得者軽減後保険料比較、結果的に4,933万円の減収になるわけですよ。これでいけるというこの金額になった根拠などを教えてください。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい、保険料でいいますとトータル約5,000万円です。で、現在西伊豆町の介護保険ですね、保有基金が3億1,000万あります。それからここ2年3年近くですねコロナ禍によりその保険料のいわゆる給付額が下がったということもございまして、今年度の決算見込みも恐らく基金を積むことになると思います。最終的に幾らになるかはちょっとまだ分かりませんけれどもね。そうすると3億以上の基金が3億から4億近くのですね基金になるというふうに見込んでおります。そんな中で、西伊豆町の場合いっときその保険料がすごく高くなったときがありましたけれども、いろんなその保険政策とかそれから1番やっぱり影響大きいっていうのは地域の住民の方々がね、この保険料が高くなったよということを意識していただいて各地でラジオ体操あるいはサロンこういったことで活動していただいた。こういった結果がですねやっぱり介護保険料を使わずにとかあるいは適正な保険料の使い方になってきてるということで、少し余裕があるということでですね今回保険料のほうを下がったとしても、基金を投入しながらですねこの3年間継続して運営ができるというふうに見込んでおります。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そうしますと確認させていただきたいですけれど、これでいけるという根拠はこここのところの数年、給付額が下がったので基金の積み増しになるかもしれませんり。そうな感じだと、でその原因ですね原因としてはコロナとそして皆様の体力をつけるというのような努力をなさったことによって適正な利用になったというようなことをこの2点で理解してよろしいですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい、そのとおりです。ただ一方でですね、これから団塊の世帯が75歳を迎えるに当たって、保険料が少しずつ上がってくるという見込みもあります。それとあわせて第1号被保険者の数が減ってきます。つまり保険、使う医療費が高く高くなつて負担する人たちの割合が少なくなるということでここはバランスがですね変わってきます。ですけども現状の西伊豆町の基金の保有からしますと、歳出額の割合からすると大体24%ぐらいの基金があるんですね。これ割合からすると県内でも2番目か3番目ぐらいに多いところに当たりますので、保険を運営する上ではやはりここは基金を崩してでも行けます。それとやっぱり今までずっと高くですね、西伊豆町の場合はご負担頂いてきてますのでね、こういった計画、今回の計画をつくる上でやっぱり皆さんと検討した結果下げる方向でいきたいというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 繰り返しになりますけどもね、今計画を見れば何で6,500円が5,400円になったかという根拠だとか今の質問って全部載ってるわけですよね。ですからぜひ最初言ったように、それは次年度以降、次年度じゃない次回以降生かしてもらいたいと思います。質問なんですが、自分で計算すれば分かるんですけども資料の3ページですね、第9段階を第13段階まで広げた、それによってここに約171万円ですか。収入減ってるんですけどこれは5,400円になったということで減ってるんで、もしこれが6,500円のままだったらこの段階を広げたという効果ってのはどのぐらいあったんでしょうか。自分で計算すれば分かるんですけど計算してあったら教えてください。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） すいません、私計算していないんですけどもただこの表を見ますと、すみません。10から13段階って黒塗りで数字が出ていると思うんですね金額、これ

今まで段階がないのでここが純粹に増えたということになります。もともとないものですからねここが数増えてます。それから第9段階のところを見ますと1,000万円ありますので、恐らくここ合わせても2,000万近くになりますのでそのぐらいが増えると、増えただろうというふうには思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これより討論、これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第11号、西伊豆町介護保険の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第2、議案第12号、西伊豆町漁協管理の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第12号は、西伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 議案第12号西伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例案について説明させていただきます。

本条例は、令和5年5月26日に上位法令が改正され令和6年4月1日から施行されることを受け法律面の引用部分を改正するものです。また今回の改正に合わせて、現条例の不備について改正をあわせて行いたいものです。

3ページの新旧対照表をお開きください。第1条中漁港漁場整備法を漁港及び漁場の整備等に関する法律に改正します。第25条をご覧ください。第5号中、命令権者を知事から町長に改めます。これは本条例の規定に基づき、知事が命令することはあり得ないため町長に修正するものです。

続いて、別表第2の2占用料については、4ページをご覧ください。占用料の表は、漁港施設に対する表と水域及び公共空地に対する表の二つありますが、今回の改正は水域及び公共空地に対する費用になります。現行の表は、市町村合併した当時から道路法及び道路法施行令に基づく項目の占用料を参照しており、実情にそぐわないため水域及び公共空地には設置されないであろう項目を削除した表に改正します。なお、既存占用物件については占用料表の改正に影響はございません。

4ページの表で具体的にちょっと中身を説明させていただきたいと思います。1番左の列ですね、法第32条第1項第1号に掲げる施設となっております。こちらは、道路法のことと言っております。第32条については道路の占用物件に関する規定の項目になります。で、第1項第1号については柱や広告塔というものが対象になります。今回の改正に当たって、近隣市町のこちらの表というのを参考にさせていただいて設定する項目については同じにあわせて頂き、させていただきました。この第1項第1号についてはですね、第1号電柱というところが今回の参考する表に掲載しております。それから下から2番目、広告塔、そこが1番下その他のものというものを、項目のほうを残してあります。それ以外は該当がないということで削除しております。続いて法第32条第1項第2号に掲げる者っていう部分はこちらの管轄に関するものになります。既存の区分けが6段階に合計で設定しておりますがこ

ちらも近隣を参考すると2段階の設定となっておりまして料金自体は改定をさせていただきます。続いて第1項第3号及び第4号に掲げる施設、こちらについてはフォロ用途とか、雪よけの規定になります。当町においては該当がありませんのでこちらは削除させていただきます。続いて第1項第5号に掲げる施設については、地下街とか道路それから浄化槽といった項目になります。こちらも、該当ございませんので削除させていただきます。続いて第1項第6号については、露天商品置場というような項目になります。こちらも該当がありませんので削除します。それから第7条というのは、道路法の施行令第7条こちらには、道路の構造に影響するような工作物というふうな項目になりますが、こちらの第1項第1号についてはですね、看板標識、幕アーチといった項目それから、第2号については太陽光風力発電設備ごめんなさい、第2号と第3号ですね、第4号については、工事用足場、板囲い詰所といったもの。それから第6号及び第7号については、耐火建築物都市計画法、土地開発法による一時収容施設、第9号については、トンネルの上または高架道路の路面下に、もうける施設といった、項目になっております。これら道路法施行令に対する項目についても漁港施設の公共空地という部分にはあり得ないため削除させていただきます。そのあとですね、7ページの工作物の設置を伴うもの。それから工作物の設置を伴わないものについては現行のものをそのまま移行いたします。9ページが改正案の表になります。先ほど説明した管類については、合計が50センチメートル未満のものと50センチメートル以上のものと2段階のほうに設定をし改正をさせていただきました。なお、料金については近隣の市町を調査したところその市町ごとの地価が影響していると思われますがかなり料金設定に幅があります。当町においては、漁港施設の占用料というのはやっぱり最も近いのが東伊豆町さんであったためこちらの水域及び公共空地についても東伊豆町さんの占用料を参考とさせていただきまして設定をしたということになります。最後に2ページにお戻りください。附則の説明です。この条例は令和6年7月1日から施行するとさせていただきます。

以上で説明をさせていただきます。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 今課長の説明だと命令権者が知事から町長に改めるってことなんだけど、これは上位法が中で変わったというから、それに従って変えるということなんだろうけ

どその中で課。知事が命令することはあり得ないってことを言ったけどそれはどういうことでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 漁港この条例におきをおく施設というのが、先ほど言つたように漁港施設、水域、公共空地というようなものになるんですけどもその中で基本的に町長の権限で管理しなければならないものなんですが水域についてはですね、公有水面埋立て法という法律がありまして、そちらは県知事の権限になるんですよ。仮に水域、海の上、水面でですね、何か違法行為があった場合は、例えば撤去しなさいとかっていう命令は、双方町長も出せるし県知事も出せるという状況になります。何でこの条例をつくった合併当時ですね。県知事が命令出すんだろうと、だから町長は命令を出さないんじゃないかっていうようなことを想定して恐らくこういう形にしたんだろうと思うんですけども、よくよく条例を読んでみるとこの条例の規定に基づく命令を、知事が出すっていうことはあり得ないわけですよね。公有水面埋立て法じゃないんで。なので町長の命令でそういうもしさういうことがあったら出すというものに対する、規定に改めたいというものになります。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 7ページをお願いします。1番下のところですね、工作物の設置を伴うものは漁業用施設ということでいろいろ書いてありますけど、工作物のせ、その下ですね工作物の設置を伴わないもので農地または採草地、茶果樹園等のこういうことが載っているんですけども、漁協のこの管理条例の一部を改正するのに、漁業管理条例なのに、なぜこういうようなものが載ってるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 公共空地って何かっていうのを私も調べたところ、みんなが使えるような公園とかそういうものが公共工事じゃないかっていうのは定義が、インターネットで出てきます。ここでいうと漁港、の中に例えば公園みたいなものがあってですね。それでその公園の広場みたいなところに、農地が一部農地を一部つくりたいっていう占用があった場合にこの料金を適用するということだと思うんですよ。西伊豆町は、まずもってこの公共空地地の占用って今までないこれからもそういったケースはあり得ないと思うんですけども先ほど言っていましたように近隣市町とやっぱり表を同じにしといたほうが後々問題がないのではないかということでこの項目については残させていただきたいなところで

設定をさせていただきました。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） あんまり説得力のない説明だと思いますけども、あれで残っていたので残しておいたと、これでですね施政方針で言ったカーフェリーの田子港の気候に関する件で、この議案12号が関わってくるというようなところはございますでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） この議基本の改正については、先ほど説明したように水域と公共空賃の表の改正になるんですけども、カーフェリーがもし接岸、岸壁に接岸するために占用料を取るという話になりますと、もう一つの表、漁港施設の占用料の表のを参照しますので、それに関しては影響はございません。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 課長漁業がね、田子漁協は指定管理者になってるわけですよね。そういうことに関してはそれじゃ一切この条例に町長が県知事から町長になるということで、その辺の条件とかということは一切関わりはないこういうふうに考えてよろしいんですか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 漁港の占用行為に対する許可権限は町長にありますのでそれは町長が許可をします。指定管理者ではありません。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第12号、西伊豆町漁業管理条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決

定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

審議中ですが、暫時暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時25分

---

#### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

日程第3、議案第13号、西伊豆町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第13号は西伊豆町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第13号西伊豆町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。会計年度任用職員に勤勉手当を支給するにあたり企業職員については地方公営企業法に基づき、給与の種類及び基準を条例で定める必要があります。そのため、これらの職員のうち会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するためには、条例で給与の種類として勤勉手当を規定する必要があるため改正をしたいものでございます。

議案書の2ページ、新旧対照表をご覧ください。会計年度企業職員の給与、第22条第1号ではパートタイムについて現行下線部は期末手当のみだったものを改正案下線部では及び勤勉手当を加えたいものでございます。第2号は、フルタイムについてでパートタイム同様に勤勉手当を加えたいものでございます。

1ページにお戻りください。附則として、この条例は令和6年4月1日から施行します。簡単ですが以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） この勤勉手当を会計年度職員にやるっていうことは待遇改善の一環だと思うんですけど、算出方法っていうのは正規職員と同じなんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 年度任用職員にはパートタイムとフルタイムがおりまして、フルタイムのほうは月給制ですので支給率は期末手当が2.45の勤勉手当が2.05で4.50の支給率はパートもフルタイム職員と同様ですが、ベースとなる先ほど言いましたフルタイムは月給制で月給、パートタイムは日額の報酬の6か月分ぐらいの平均単価、それで計算式があって計算で勤勉手当等を算出するような格好になってきます。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） これから予算でやるんでしょうけども令和6年度においてね、これ勤勉手当を会計年度任用職員に支給するということでどれくらいの影響が出てくるのかお願いします。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 令和6年度の当初予算の計上金額で、これ特別会計も含んでございますけども勤勉手当の分で増加する分がおよそ2,270万でございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第13号、西伊豆町企業職員の給与の職位種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第4、議案第14号、西伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第14号は、西伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） はい。それでは、議案第14号について説明させていただきます。

1ページをお開きください。西伊豆町水道事業給水条例の一部を次のように改正するで第5条第1項第41条第2項ただし書及び第52条第1号中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。今回の改正は生活衛生等関係行政の機能強化を目的に水道整備管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることによる関連条例の改正となります。

2ページをお願いします。こちらが新旧対照表となります。左側に現行、右側に改正案を記載しており変更箇所を下線で表示しております。左側の現行をお願いします。第5条、第41条、第52条に記載されております下線部厚生労働省令を右側の改正案の国土交通省令に変更するものでございます。その他の変更する箇所はございません。

1ページお戻りください。附則になります。この条例は令和6年4月1日から施行する。

以上で簡単ですが条例改正の説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） これは上位法令のね、改正ですからいいんですけどもちょっと勉強不足で教えてください。これなぜ厚労省から国交省に変更になったんでしょうか。その辺の理由をちょっと分かれば教えてください。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） 国のほうから示されている趣旨ですが、政府では次の感染症危機に備え感染の初期段階から効果的に対策を講ずるための司令塔機能の強化や保護、医療提供体制の確立を目指すこととなり厚生労働省を中心とした組織改編を行うこととなり、令和5年6月29日に関連整備法が公布された、これにより水道整備管理行政が国土交通省及び環境省に移管されるということで、今まで一つの厚生労働省で全部やってたんですけども、水質関係の基準とか策定管理に関しまして環境省が重点的にやるというそういう形での改編になります。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

○企業課長（村松圭吾君） 水質だけが環境省で、他やってたことは全て厚生労働省から国土交通省へ移管するということです。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案をかいて採決します。

議案第14号西伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第5、議案第15号西伊豆町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第15号は西伊豆町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） はい。それでは、議案第15号について説明させていただきます。

1ページをお開きください。西伊豆町水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正するで、第8条中の「第243条の2第4項」を「第243条の2の8第8項」に改める。今回の改正は昨日審議していただきました議案第6号同様、地方自治法の一部が改正され関係する条例にこれが生じ、地方自治法第243の2の引用がある例規についての改正が必要となるためです。

2ページをお願いします。こちらが新旧対照表となります。左側に現行、右側に改正案を記載しており変更箇所を下線で示しております。左側の現行をお願いします。下線第243の2第4項が右側改正案の下線第243条の2の8第8項に繰り下がるもので。その他変更する箇所はございません。

1ページ、お戻りください。附則となります。この条例は令和6年4月1日から施行

する。以上でございます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたりページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 私の聞き間違いでしたらすみませんけども、今の説明で昨日議決されたというふうな言葉が入っていたように思いますけど昨日は予定でしたけど本日に流れておりますんで、言葉ちゃんと、公文書がちょっと変わってくると思うんですけどもどうなんでしょう。昨日議決されたっていう言葉は今言いませんでしたか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 昨日は日程番号6の議案第6号の監査委員に関する条例の一部改正も同じ上部条例の改正でということを課長が説明したものというふうにご理解を頂ければとうふうに思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） これは同じようにですね。上位法令の改正に伴うものということなんですけどもこの自治法上のですね243条にも、2-8の第8項、これ伴つていろんなところ改正されるんですけども企業課の水道事業、そのあと温泉もあるんですけどもこれ実際のところですね、これに該当するような事例っていうのはどういうものが想定されるっていうふうに考えたらよろしいんですか。実際あるものなんでしょうか、その辺どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） 事例、今までこういった事例は多分ないかと思います。例えばですけれども水道事業の業務に従事する職員がその過失によって町に損害を与えたときには、町は監査委員に対してその事実があるかどうかを監査し賠償の責任の有無、賠償額などを決定することを町を求めます。で、監査委員の監査のほうから賠償責任があると決定した場合ですが、この場合町はその損害が実際に避けることができない事故とかやむを得ない事情があること減額できることが相当と認めるときは、議会の同意を得て責任の全部または一部を免除することができるということで、ここでは賠償額が20万以上である場合は、これに該当

しますということです。以上でございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を行い、終わります。

これより本案を採決します。

議案第10号、西伊豆町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について  
は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第6、議案第16号西伊豆町温泉事業の設置等に関する条例の一部を  
改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第16号は、西伊豆町温泉事業の設置等に関する条例の一部を改正  
する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君）　はい。それでは、議案第16号について説明させていただきます。

1ページをお開きください。西伊豆町温泉事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。第5条中「第243条の2の第4項」を「第243条の2の8第8項」に改める。この改正は先ほど議案第15号同様、地方自治法の一部が改正にされたことによりまして、条例にそれが生じたための改正でございます。

2ページをお願いします。こちらも先ほど同様左側に現行、右側に改正案を示して下線部に改正のものをつけさせてもらっております。右側の改正案の下線第243－2－8左側の243－2、第4項が、右側改正案の243－2－8、第8項に繰り下がるものです。こちらもその他変更する箇所はございません。

1ページをお戻りください。附則になります。この条例は令和6年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第16号、西伊豆町温泉事業の等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は举手願います。

〔賛成者举手〕

○議長（堤 豊君） 举手全員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君）　日程第7、議案第17号、西伊豆町消防団条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君）　議案第17号は西伊豆町消防団条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君）　防災課長。

○防災課長（真野隆弘君）　それでは、議案第17号についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、西伊豆町消防団から所属団員の日常的な活動への積極的な参加を促すためまた団員数が減少する中で重要な役割を担う機能別消防団員へ日常的な活動への参加を促すため水出し機器点検活動に対して報酬の支給を要望する。なお、報酬の支給による費用負担の増額を鑑み、出動報酬単価を500円減額しても改善を要望したいとの要望がございましたので、本条例の一部改正を提案するものでございます。

それでは、議案書の3ページの新旧対照表の、別記1－1。3ページですね、別記1－1。原稿をご覧ください。下線を引いた箇所が改正点となります。現行では、種類基本団員の区分出動訓練報酬の4時間以下の出動訓練は、2,500円、4時間を超える出動訓練は5,000円となっております。

4ページをご覧ください。種類の機能別団員についても基本団員と同様の金額となっております。

次に別記1－2改正案となります。5ページをお願いします。基本団員、機能別団員とともに、出動訓練報酬で4時間以下の出動訓練は2,500円から2,000円に改正し、下段の4時間を超える出動訓練は、5,000円から4,000円に改正したいものでございます。なお今回の条例改正により報酬単価は減額となります。水出し機器点検の点検活動が報酬の支給対象になることを試算しましたところ、約171万7,000円の増額となります。

すいません、1ページにお戻りください。附則につきましては、この条例は令和6年4月1日から施行したいものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 171万7,000円というのは4年度の実績を新たな改正案で算出したら171万円、171万7,000円増額になるってことですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 使用した数字につきましては令和4年度の実績ですね、出動をした実績の回数とかその数字を使って算出したものであります。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 額を、給料から報酬から削って水出していくのについて訓練手当を増やすっていうんだけど、これは条例には出てこないわけ。ここに、ここには増やすってこと。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 先ほど水出し訓練の関係は、出動の中にそういった出動の項目を追加するということで、条例また規則等には明記されておりません。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 今の芹澤さんの質問と同じ内容ですけど、それはここに書かなくても全員理解できることなんですか。今回これを変えるのはそれが主な目的でしたよね。日常の水出しとか点検業務にも2,000円お支払いするということにするということだと思うんですが、それはどこにも書かなくても皆さんご理解なさるという判断でよろしいですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） こちらの先ほどの点検業務につきましては、実際に明記されておりませんので今回そういったところの明文化がされてないということがありました。本当に一応消防団との申合せの中で申合せ事項という書面、文面化したものを作成してそれを引き継いでやっていこうということで、その辺りを整備しているところでございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第17号、西伊豆町消防団条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成者の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第8、議案第18号、西伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第18号は西伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第18号西伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

令和5年5月8日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日から施行され会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となります。については、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するためには、地方自治法の規定により勤勉手当の支給対象者、支給額、支給方法等、基本的事項について条例で定める必要があります。総務省マニュアルにおいて勤勉手当の支給対象者や基礎額、期間率及び成績率の取扱い等については、基本的には期末手当の支給の考え方と同様とされていますので、勤勉手当の支給について条例で定めるに当たり、現行条例中の期末手当の支給に関する規定を参考に改正したいものでございます。

議案書2ページの新旧対照表をご覧ください。（会計年度任用職員の給与）第2条ですが、現行では下線部の及び期末手当だったものを、改正案では下線部の及び勤勉手当を加えています。（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）について、第13条の2では、給与条例15条の8の規定とは職員の勤勉手当の規定は任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用します。2項においては、任期の定めが6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員の任期が6か月以上に至ったときは、任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなします。また6月に勤勉手当を支給する場合で、任期が年度またぎとなり合計が6か月以上に至ったときは、任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなします。（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）第23条では、新たに下線部に次条第1項パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当を加えています。

3ページをお願いします。第23条の2では、（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）について規定しています。第23条の2ではフルタイム同様職員の勤勉手当の規定は、任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用します。また勤勉手当の基礎額は、それぞれの基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1か月当たりの平均額とします。2項においてはフルタイム同様、任期の定めが6か月に満たないパートタイム会計年度任用職員の任期が6か月以上に至ったときは、任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員としてみなします。また6月に勤勉手当を支給する場合で、任期が年度またぎとなり合計が6か月以上に至ったときは任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員としてみなします。

1ページにお戻りください。附則として、この条例は令和6年の4月1日から施行します。  
簡単ですが以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） これ先ほど議案第13号ですか、これとですねちょっと言葉の使い分けがよくわかんないんでお願いしたいんですけども第13条では西伊豆町、ごめんなさい、会計年度任用企業職員として勤勉手当をつけますよと。今回はこの第18号ですね、西伊豆町の会計年度任用職員って書いてあるわけですね。会計年度任用職員と会計年度企業職員の区別つてのはどういうふうにしてるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 先ほど議案13号でご説明したように、企業職員については地方公営企業法に基づいて、給与の種類とか基準を条例で定める必要があるということで企業職員というような言い方をしております。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いや、私が聞きたいのは我々普通会計年度任用職員と呼んでるわけじゃないですか。でも議案13号で何で会計年度任用企業職員というふうに呼ぶのか、それを聞きたいんです。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。議案第13号の1番初めのところが、西伊豆町企業職員の給与ということで会計年度なんすけども、もうそもそもが企業職員は企業職員という名が多分ついているんだろうというふうに思います。役場の職員は、西伊豆町職員ですからその頭に企業、企業課家で働いてる方は企業職員というそこに頭がついてます。ですから会計年度も、会計年度任用職員のところに企業という名前が多分追加で出されるので、物が違うんだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） そうなりますと例えば企業課の会計年度任用職員は正式には会計年度企業職員ということになりますか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 正式名称はそれでよろしいかと思います。この地方公営企業法の第38条の第4項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定めるものとするとなっておりますので、地方公営企業法に基づいて企業職員の年度任用職員という言い方をして

いるのかと思います。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） そうなりますとね、会計年度、先ほどの13条の会計年度任用企業職員の給与でいうんですかね18号に該当する者ってのはあるんですか。議案第18号の給与及び費用弁償ですね、これに関する条例ってあるんですか。両方が違うってことであれば両方必要ですよね。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） これのですね企業職員も今一般の職員も、町のほうの給与条例これが大元になってまして、そっから先ほど私説明しました、6か月に満たない場合とか両方内容は同じです。

○議長（堤 豊君） ほかに質疑ありますか。

よろしいですか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 先ほどですね要は、勤勉手当の部分だけ聞いたんですけども期末手当の分はどのぐらいの影響があるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 先ほど私のほうも言えばよかったですけども、この期末勤勉手当の支給対象となる会計年度任用職員というのは週15時間30分未満の勤務の職員は支給対象外となります。これは町のほうの規則で決まっております。先ほど言いましたように期末手当は2,713万7,675円。勤勉手当は2,272万8,528円。合計で4,986万6,203円が令和6年度の当初予算への計上額で、この金額につきましては企業職員も含まれておるような格好になっております。

○議長（堤 豊君） ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 18 号、西伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 19 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第 9、議案第 19 号、西伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 19 号は、西伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 議案第 19 号、西伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案について。昨日配付しました議案第 19 号説明資料をご覧ください。今回の条例改正は地方自治法の一部を改正する法律令和 5 年法律第 19 号及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令、令和 6 年政令第 12 号が令和 6 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、当該条文を引用する関係条例に条ずれが生じるため、所要の改正を行いたいものでございます。条ずれする箇所は、地方自治法「第 243 条の 2 第 1 項」普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責が「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」に繰り下がり、「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」職員の賠償責任が「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に繰り下がり次のページの地方自治法施行令「第 173 条第 1 項第 1 号」普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免

責の基準等が「第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」に繰り下がるため、引用のある本条例について改正したいものです。なお、関係条文の内容は記載のとおりでございます。

議案書の 2 ページ新旧対照表をご覧ください。趣旨、第 1 条において現行の下線部「第 243 条の 2 第 1 項」を改正案では「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」に、現行下線部「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を改正案では、「第 243 条の 2 の 8 第 3 号」に繰下げています。（損害賠償責任の一部免責）第 2 条において、現行下線部「第 173 条第 1 項第 1 号」を改正案では「第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」に改正したいものでございます。

1 ページにお戻りください。附則として、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行します。  
簡単ですが以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） 条例のね、第 2 条のところ 2 条のところに、最後のところにここ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるさせる。この控除した額つてのはいくら、どういう計算になっていく。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） これはですね、地方自治法が改正なりまして条ずれを起こすので改正するものでその内容がどうのこうのって話ではありませんけども、免責する額とすると損害賠償責任額から政令で定める基準額と同額、自己負担額を引いた額という格好にはなっています。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） すいません。最後のちょっと聞こえなかった、基準額。だからその辺のところはどういうこと、よく分からんんだけど。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 先ほど言ったように、町長等が職務を行うときに善意でかつ重大な過失がないときはですね、損害賠償責任額から政令で定める基準額と同額自己負担額、この政令で定める基準額というのは、町長等の給与、扶養手当とか住居手当とかいろいろ手当があるんですけどもその手当を除いた額の 1 会計年度当たりの額にそれぞれに職責に応じて

設定された数を乗じて得た額っていう格好でこれ、何年か前に条例制定したときにこら辺も説明してると思うんですけども、そういう格好で免責する額が算出されるような格好にはなっております。

○議長（堤 豊君） 質疑ありますか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） これその賠償責任みたいなやつで非常に微妙に難しい項目になってくると思うんですけども、例えばこういうのってのはですね、例えば大きな都市ですと規則みたいなものをつくってですね、いろんな事例に当てはめて対応してるみたいなんんですけど小さなところはですねそこまでいかないと、これに抵触しそうな事が起きてきたときには例えば顧問の弁護士に相談しながら対応を協議していくっていうふうな形になっていくんでしょうか。その辺のことだけ教えてください。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） そのとおりだと思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第19号、西伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

審議中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時19分

---

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

日程第10、議案第20号、令和5年度西伊豆町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第20号は令和5年度西伊豆町一般会計補正予算（第10号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは議案第20号令和5年度西伊豆町一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

今回の補正は、事業完了に伴う精算等により、歳入歳出総額からそれぞれ4億9,453万1,000円を減額し、それぞれの金額を76億3,200万円としたいものでございます。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読します。2款地方譲与税3項森林環境譲与税ともに350万円。6款法人事業税交付金1項法人事業税交付金ともに850万円。10款地方交付税1項地方交付税ともに4,242万5,000円。11款交通安全対策特別交付金1項交通安全対策特別交付金とともに56万円の減。12款分担金及び負担金189万5,000円。1項分担金103万2,000円。2項負担金86万3,000円。13款使用料及び手数料1項使用料ともに103万2,000円の減。14款国庫支出金4,997万4,000円の減。1項国庫負担金2,034万9,000円の減。2項国庫補助金2,962万5,000円の減。15款県支出金1,643万3,000円の減。1項県負担金27万9,000円の減。2項県補助金1,496万5,000円の減。3項県委託金118万9,000円の減。16款財産収入2項財産売払い収入とともに275万3,000円。17款寄附金

1 項寄附金とともに 1 億4,822万8,000円の減。18款繰入金 1 項繰入金とともに 3 億1,866万5,000円の減。

3 ページをお願いします。20款諸収入21万2,000円の減。4 項受託事業収入100万円の減。5 項雑入78万8,000円。21款町債 1 項町債とともに1,850万円の減。歳入合計から 4 億9,453万1,000円を減額し、76億3,200万円としたいものでございます。

4 ページをお願いします。歳出です。款、項、補正額の順に朗読します。1 款議会費 1 項議会費とともに 4 万5,000円。2 項総務費2,523万1,000円の減。1 項総務管理費2,671万1,000円の減。2 項徴税費30万3,000円の減。3 項戸籍住民基本台帳費283万8,000円。4 項選挙費83万4,000円の減。5 項統計調査費22万1,000円の減。3 款民生費1,603万3,000円の減。1 項社会福祉費841万2,000円の減。2 項老人福祉費34万6,000円の減。3 項児童福祉費272万5,000円の減。4 項障害福祉費455万円の減。4 款衛生費6,394万5,000円の減。1 項保健衛生費3,687万1,000円の減。2 項環境衛生費364万2,000円の減。3 項清掃費2,348万3,000円の減。4 項町営斎場管理費 5 万1,000円。5 款農林水産業費309万4,000円。1 項農業費62万円の減。2 項林業費481万4,000円。3 項水産業費110万円の減。6 款商工費 1 項商工費とともに1 億5,850万円の減。7 款土木費3,373万3,000円の減。1 項土木管理費284万円の減。

5 ページをお願いします。2 項道路橋梁費1,250万6,000円の減。3 項河川費739万6,000円の減。4 項港湾費61万6,000円。6 項建築物地震対策推進事業費1,160万7,000円の減。8 款消防費 1 項消防費とともに2,086万7,000円の減。9 款教育費2,936万1,000円の減。1 項教育総務費874万7,000円の減。2 項小学校費486万7,000円の減。3 項中学校費422万7,000円の減。4 項認定こども園費286万6,000円の減。5 項社会教育費278万2,000円の減。6 項保健体育費587万2,000円の減。12款諸支出金 1 項基金費とともに 1 億5,000万円の減。歳出合計から 4 億9,453万1,000円を減額し、76億3,200万円としたいものでございます。

6 ページをお願いします。第2表繰越明許費（第10号）です。ここに明記しております。6 事業、総額9,831万5,000円を繰越し明許としたいものです。事業の内容につきましては、上から住民基本台帳システム改修業務1,500万4,000円。繰越し理由はマイナンバーカードへの氏名等振り仮名及びローマ字表記等に係るシステム改修となり、国の予算が令和5年度のため、本年度中に予算措置、交付申請をしないと補助金10分の10がなくなるため歳入歳出予算額は翌年度へ繰越し実施したいものです。なお、完了予定は令和6年12月末を予定しております。次に価格高騰緊急支援給付金事業2,120万円。繰越し理由は、この事業は物価高騰の影響を受けた低所得世帯への支援のための給付金となります。申請期限が令和6年4月30

日で、4月に申請を受けた給付金等について繰越しで執行するものです。なお、完了予定は令和6年6月30日を予定しております。次に、新型コロナワイルスワクチン接種事業110万円。新型コロナワイルスワクチン接種の特例臨時接種が令和6年3月31日をもって終了となります。それに伴い、令和6年度に本事業で支出するものについては、令和5年度予算を繰越しし支出したもののみ国庫負担金補助金の対象となるため、必要経費経費の繰越しを行うものです。対象となる経費は、新型コロナワイルスワクチン6回目及び7回目接種履歴を追加登録するシステム改修が令和6年6月実施予定であることから、それに伴う委託料不要となるワクチンや注射器等の医療廃棄物の手数料令和5年度中に医療機関が請求できなかった予防接種委託料及び町外でのワクチン接種に係る国保連合会の事務手数料です。なお、完了予定は令和7年3月31日を予定しております。次に、鷹ノ巣残土処理場改良工事1,700万円。県工事残土の搬入が遅延したため、上部土砂の転地全体の成形が遅れ工期延長が必要となり、繰越しで執行したいものです。なお、完了予定は令和6年5月31日を予定しております。次に、宇久須キャンプ場合併処理施設シーケンサー取替工事145万1,000円。宇久須キャンプ場による合併処理施設のシーケンサーを交換する工事ですが、見積りの取得に現地調査や棄損図面の調査などがあり、不要の日数を要したことと取替部品の納品が発注から4か月以上かかることが想定されるため、繰越しで執行したいものです。なお、完了予定は令和6年8月30日を予定しております。最後にふるさと納税特産品返礼品事業4,256万円。ふるさと納税事業は、寄附を頂き返礼品を送付していますが令和5年度中の寄附に対する返礼品の送付が令和6年度以降になる場合があります。理由としては年末に多くの寄附を頂いたことによる返礼品発送時期が次年度になること、電子感謝券など寄附後利用までに一定期間の期限がある場合です。頂いた寄附は、令和5年度で収入処理を行い、その寄附を財源としての支出していることから、繰越し明許費に計上するものです。なお完了予定は令和6年5月31日を予定しております。

7ページをお願いします。第3表債務負担行為補正（第10号）です。3事業とも、補正前は予算額で債務負担行為をとっていましたが、事業発注により事業費が確定したことにより変更したいものです。事項と補正後ののみ朗読します。1、変更事項、仁科浜地区津波等避難施設整備事業、補正後期間、令和5年度から令和6年度まで限度額4億5,750万円の範囲内で令和5年度予算計上額1億6,038万円を超える金額については、令和6年度以降において支払う。次に事項、指定管理施設改修事業、補正後期間、令和5年度から令和6年度まで限度額6,497万3,000円の範囲内で令和5年度予算計上額5,013万6,000円を超える金額について

は令和6年度以降において支払う。次に事項、スクールバス運行業務委託料、補正後期間、令和6年度から令和8年度まで、限度額3,600万円以内の金額を令和6年度以降において支払うというものでございます。

8ページをお願いします。第4表地方債補正（第10号）です。限度額の補正額のあるところだけ説明させていただきます。過疎対策事業債は4事業の事業費の減額に伴い、起債限度額を1,390万円減額し、9,450万円としたいものです。旧合併特例事業債は津波避難タワー整備事業の減額に伴い、起債限度額を460万円減額し、3,380万円としたいものです。

9ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括歳入です。これにつきましては、先ほど説明しました第1表歳入歳出補正予算の歳入と同様ですので、省略させていただきます。

10ページをお願いします。次に歳出です。これにつきましても第1表と同様ですが補正額の財源内訳については記載のとおりでございます。

11ページをお願いします。2、歳入です。主なもののみ説明させていただきます。2款3項1目森林環境譲与税350万円。令和5年度交付見込みによる増額となるものです。10款1項1目地方交付税4,242万5,000円。増額の主な要因とすると、国税収入の補正等を財源とした令和5年度政府補正予算に伴い物価高騰対策の地方負担及び地方公務員の給与改定を実施する場合に必要となる経費の一部を措置する目的として新たに基準財政需要額に臨時経済対策費が創設また臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための基金積立てに要する経費の財源を措置する目的として、新たに基準財政需要額に臨時財政対策債償還基準費が創設され、普通交付税の再算定が、行われたため増額をするものです。

12ページをお願いします。13款1項7目総務使用料91万2,000円の減。減額の要因は、東電の電気引込み工事の遅れによりワーケーション施設稼働が令和5年度については1か月伸びとなったことによるものです。14款1項2目衛生費国庫負担金2,000万円の減。減額の要因は新型コロナウイルスワクチン接種において、集団接種を実施しなかったこと及び接種者数が想定よりも少なかったことによるものでございます。

13ページをお願いします。14款2項6目消防費国庫補助金1,454万6,000円の減。津波避難タワー等整備工事において令和5年度から令和6年度の債務負担行為を設定した際に、予算額をもとに予算配分をしましたがその後契約を締結し令和5年度分の執行額が確定しているため契約額を基にした予算配分に変更したいものです。

14ページをお願いします。15款2項四つ目2節林業費補助金。167万6,000円の減のうち、

県産材安定供給生産基盤整備事業補助金178万4,000円増額の要因は、宇久須地区の町有林間伐事業において河川集材を含む基幹的作業道の整備に対する県補助金の交付決定を受けたことによるものです。

15ページをお願いします。17款1項1目一般寄附金177万2,000円。3件分の一般寄附金となります。5目ふるさと応援寄附金1億5,000万円の減、当初10億円を見込んでいましたが昨年10月に制度改革などもあったため寄附額を下方修正し1億5,000万円の減としたものでございます。18款1項1目財政調整基金繰入金1億5,831万円の減。歳出予算の減額を財政調整基金繰入金の減額で調整をしたいものです。2目後期高齢者医療特別会計繰入金761万6,000円。令和4年度療養給付費及び事務費負担金について、超過分の返還金を一般会計に返還するものです。

16ページをお願いします。5目ふるさと応援基金繰入金1億6,376万4,000円の減。ふるさと応援基金充当事業費の減額によるものです。20款5項2目7節雑入235万8,000円のうち、その他の雑入253万8,000円は3年に1度の東京電力パワーグリッドからの送電線下補償料3年分一括払いなど当初見込みより収入が増加したことによるものです。16ページの最下段から17ページにかけては第4表の地方債補正で説明しました。起債関係となりますと、事業精算に伴う借入れ額の減額となります。

18ページをお願いします。歳出です。全般的に事業等の精算に伴う不用額の減額補正となっています。電気料については、不確定な要素が多かったため安全側に見たこともあり一般会計の高圧契約12施設においては予算現額8,634万円、決算見込額約4,948万円予算残額3,686万円。今回補正額2,943万4,000円の減となっております。減額の主な要因としては、令和5年度予算編成には燃料費調整単価17.39円、再生可能エネルギー発電促進賦課金3.55円で計上しましたが令和6年2月の燃料費調整単価2.59円。再生可能エネルギー発電促進賦課金1.40円であり両単価とも右肩下がりに大きく減額となったことによるものでございまます。以下主なものについて説明させていただきます。1款1項1目12節委託料議場システム設定変更業務委託30万3,000円。増額の要因は、令和6年4月1日からの機構改革に伴い議場システムに執行部側1座席を追加設定したいものです。2款1項1目3節職員手当等22万1,000円。8節旅費14万3,000円。増額の要因は、能登半島地震に伴う被災地支援に係る派遣職員3名の時間外手当、旅費の増額分を計上したことによるものです。6目企画費253万7,000円の減。これはふるさと納税寄附者へのカレンダー郵送料を実績により減額したものでです。

19ページをお願いします。11目13節使用料及び賃借料391万円の減。減額の主な要因とすると、地域公共ネットワークケーブルの断線に伴いケーブル張り替えを予算要求したものの、令和5年3月の支障箇所調査及び復旧によりケーブルはの張り替えが不要となったこと、また統合型のG I Sシステムの構築が年度末になり利用料が皆減となったことなどによるものでございます。

20ページをお願いします。16目18節負担金補助及び交付金200万円の減。減額の要因は、移住就業支援事業費補助金当初2件で見込んでいましたが実績がなかったことによるものです。最下段の2款3項1目戸籍住民基本台帳費283万8,000円。増額の要因は、住民票や戸籍の附票に氏名等の振り仮名及びローマ字表記を行うための住民基本台帳システム回収業務を行いたいものでございます。22ページをお願いします。3款2項1目老人福祉費34万6,000円の減。減額の要因は、社会福祉協議会への老人スポーツ大会事業委託において新型コロナウイルス感染症拡大防止により郡のグラウンドゴルフ大会などの事業の一部が中止となったことによるものです。

23ページをお願いします。4款1項1目18節負担金補助及び交付金21万6,000円。増額の要因は、第2次救急医療運営費負担金において、当初見込みより救急搬送件数が増加したことによるものです。2目予防費1節報酬3節職員手当等七つ節報償費の減額の要因は新型コロナウイルスワクチン接種において集団接種を実施しなかったことなどによるものです。

24ページをお願いします。22節償還金利子及び割引料319万3,000円のうち新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫補助金返還金59万4,000円は、令和4年度分の事務費に係る返還金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金256万3,000円は令和4年度分事業費に係る返還金となります。

26ページをお願いします。4款3項1目12節委託料756万5,000円減のうち、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託350万円の減。減額の要因は、旧賀茂清掃センターの跡地利用の計画ができた場合委託予定でありましたが、跡地利用未定のため皆減としたいものです。

4款4項1目町営斎場管理費5万1,000円。増額の要因は、火葬件数が例年以上に増加傾向にあるため火葬手当の増額をしたいものです。2目町営斎場管理費の財源構成ですが斎場建設予定地現地状況調査に伴う松崎町からの分担金が、入金されたため一般財源を103万2,000円減額し、その他財源を103万2,000円計上したいものです。

28ページをお願いします。最上段の5款2項3目21節補償補填及び賠償金1,093万4,000円増額の要因は、鷹ノ巣残土処理場管理運営委託契約の精算に伴う運営費費用の補償を計上し

たいものです。

29ページをお願いします。6款1項4目13節使用料及び賃借料16万9,000円の減。減額の要因は、黄金崎クリスタルパーク用地購入に伴う借地料の減額となります。17節備品購入費40万円増額の要因は、西伊豆町観光協会事務所のエアコン室外機が老朽化及び塩害により破損したため壁かけ式のエアコンを設置したいものです。6目7節報償費4,509万円減のうちふるさと納税特産費4,500万円の減。寄附見込額を8億5,000万円に修正したことによるものでございます。

30ページをお願いします。7款2項1目12節委託料495万3,000円減のうち、地頭田隧道補修設計業務委託23万9,000円増額の要因は、トンネル現地調査の結果損傷の詳細な状態を把握する必要があると判断されたため、トンネル点検車が必要になったことにより増額をしたいものです。

31ページをお願いします。7款4項1目港湾管理費61万6,000円。増額の要因は、宇久須港トイレ新築工事において地盤改良の追加変更があり、港湾整備事業負担金が増額となったことによるものです。8款1項1目常備消防費106万8,000円。増額の要因は、下田地区消防組合の緊急消防援助隊の能登半島地震派遣に伴う時間外勤務手当増額により、分担金が増額になったことによるものです。

32ページをお願いします。4目14節工事請負費津波避難タワー等整備工事2,160万円の減。減額の要因は、債務負担行為額の内訳として当初令和5年度執行分を予算額の約40%前払い金相当額残り約60%を令和6年度執行分としましたが、契約額に合わせて令和5年度執行見込額を契約額の40%である1億5,840万円に減額し、残金を令和6年度の債務負担行為とするよう、予算配分を変更したいものです。27節繰出金水道事業会計繰出金315万3,000円増額の要因は、企業課発注の配水地耐震設計業務が県の減災交付金対象事業となることが確認できたので、一般会計から水道事業特別会計の繰出金を計上したものです。9款1項3目1節報酬会計年度任用職員報酬380万円の減。減額の要因は新たにC I Rを任用する予定でしたが都合により任用できなかつたため減額をするものです。

33ページをお願いします。18節負担金補助及び交付金76万円の減。減額の要因は新規C I Rが来日せずまた新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、入国時の検査料金が不要になったことによるものです。

34ページをお願いします。9款2項4目18節負担金補助及び交付金79万円の減のうち準要保護児童援助費補助金68万円の減。減額の要因は、当初予算では15人分を計上していました

が実際の申請は11人で、また新入学学用品費が重複計上されていたため減額をするものです。9款3項2目18節負担金補助及び交付金175万円の減のうち生徒派遣費補助金100万円の減。減額の要因は、バス等を使用せず現地集合現地解散をしたり中体連等で上位大会への出場ができなかつたため減額をするものです。

35ページをお願いします。9款4項3目18節負担金補助及び交付金25万円の減。減額の要因は、前年度末に幼稚部から保育部に変更した児童や通園バス利用対象児童1人がバスを利用せず保護者送迎となつたため減額をするものです。

36ページをお願いします。9款6項1目13節使用料及び賃借料12万5,000円の減。減額の要因は、春の町民ハイキングが雨で中止となつたことによるものです。

37ページをお願いします。12款1項1目基金積立金1億5,000万円の減。減額の要因は、当初ふるさと納税寄附額を10億円で見込んでいましたが昨年10月に制度改正などもあつたため寄附額を下方修正し、8億5,000万円としたことによるものです。簡単ですが以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑中ですが、暫時休憩します。

再開は午後1時からとします。

休憩 午前1時52分

再開 午後 1時00分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 11ページの交通安全対策特別交付金が0円になってしまったのはどういう理由でしょうか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） この交通安全対策特別交付金というのは、各地方公共団体の区域内における交通事故とか違反の件数とかですね、あと改良済みの道路延長の辺りが配分仕様

になってます。これ最低交付限度基準額というのは 25 万円という数字がありまして、これに今回西伊豆町は達しなかったっていうことで 0 円ということになりますもんで交通事故とか交通違反がなかったっていうふうに良いように解釈してもらえばよろしいかと思います。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

そのほか、ほかにございませんか。

2 番、浅賀元希君。

○2 番（浅賀元希君） まちづくり課長に対して 2 点ほどあります。まず 1 点目 28 ページのですね 6 款の 2 目 18 節の負担金、助成金及び交付金のところですね、この 1 番下のところ経済変動対策事業資金融資事業補助金これは 670 万円の減額なんですけども何か当初予算を見ましたら 792 万円の予算がありましたけれども、こここの要因についてお伺いいたします。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） この補助金ですけれども、県の利子補給制度経済変動対策貸付、これは新型コロナウイルスの感染症対象額というふうなものなんですけれども、それに係る町の上乗せの利子補給分となります。3 年間の利子補給が終了した方も増えましてこの制度を利用される方が減少しておりますので実績に応じて減額したものでございます。

○議長（堤 豊君） 2 番、浅賀元希君。

○2 番（浅賀元希君） ただいまの件は了解いたしました。続いて 29 ページのですね 6 目のふるさと振興費の 7 節報償費の 4,500 万ということですけども、これ収入のほうですとふるさと納税の収入額が 1 億 5,000 万ぐらいに減額しますよっていう話がありましたけども、となると返戻金ってのはおおむね 5 割っていうことでここは 7,500 万ぐらいかなっていう当初思ったんですけども、ただこれは昨年の 10 月の制度改革によりまして、経費等の算入が厳しくなったっていうことである程度の部分は仕方ないと思うんですけども、これで見るとちょうど 3 割なんですね 4,500 万円ってのは、そうするとふるさと返礼品っていうのはおおむね 3 割の返礼品という考え方でよろしいんでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 3 割に変更されてますので 3 割という考え方でいいです。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） 27 ページの農林水産業費、静岡水わさび地産地消推進補助金 20 万円減額となってるんですけどもこれワサビの供給が追いつかなかったのかそれとも買う人のほ

うがそこまで見込んだほどなかつたか、どっちか分かりますでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） はい。旅館、飲食店等の購入の補助としてやっているものですけどもちょっと力足らずでなかなか買ってくれるところ、利用してくれるところが少なかったというのが要因であります。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） まず幾つかあるんですけど7ページ債務負担行為の補正のところをお願いします。この中でですねスクールバス運行業務委託料っていうところが6,000万円から3,600万円に減額になってます。我々第1委員会はですね、教育委員会の所管事務調査でその内容をある程度把握してるんですけどもほかの議員の方が多分承知してない人もいると思いますんで、これの減額の要因それからこれ入札でやられたと思うんですけども、そのときの状況まずこれをお願いしたいと思います。

○議長（堤 豊君） 失礼しました。

はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。スクールバスの運行の業務委託につきましては3社からの見積りを徴収した結果でございます。3社のうち2社が辞退ということでございまして一社が落札ということでございます。これが3年間の金額が3,164万400円というところでございます。これを3年分で割った1,054万6,800円になるわけですがここで5%増とかという変更契約が発生する可能性もありますので、上限額を1,200万円として1,200万円の3年分の3,600万円とさせていただいたものでございます。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） これに関連してですね、とったのがいわゆる東海バスさんではなかつたってということでその影響でバス停つまり車をとめるときの状況だとかですね、こういう問題が発生してるということもその委員会の中で聞いたんですけど、その辺の事情もできれば話をしてもらいたいと思います。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。バス停についてはですね、既存の東海バスさんのバス停を利用させていただきたかったんですが、なかなかちょっとご理解いただけないと

ということでございまして、新たにバス停の標識ですね、を設置してバス停を設置していくこうというところで今進めているところでございます。これにつきましては警察の使用許可とかですね、許可を得るわけですけども既存のバス停の設置場所から前後 10 メートル範囲には設けられないというようなことを警察のほうからも指導を受けておりますので、そこから外したところに新たにバス停を設けて、そこから児童に乗っていただくということを考えているところでございます。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） それでは 11 ページ、ここのですね、1 番上、森林環境譲与税これが 350 万円、約 32% ぐらい増額になってます。で、令和 6 年度ではさらにこれが 1,890 万と相当増えてきますけども、例年年度末になると増額あるわけですけども、今年度の増額の要因ですね、この辺が分かれば教えてください。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） これ総務課案件ですけど私のほうでお答えをいたします。前に仲田議員の一般質問でしたかね、のときにこの資料を議員の皆さんにお配りしたと思うんですけど森林環境譲与税は段階的に交付額が増えております。令和 2 年 3 年が総額 400 億、4 年 5 年が 500 億に増額されてるんですけども、予算自体が令和 3 年ベースで当初予算が多分組まれていたと思うんですけども、実際は 4 年 5 年が増額されているため全体額としては増えていると。それを当初で見込んでおけばよかったですとは思うんですけども、3 年ベースで試算をしたということかなと思います。ちなみに 6 年度以降は総額 600 億に増額がされております。それを見込んだ令和 6 年度はその予算で計上しております。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） だけど 5 年の予算を見るとね、4 年の予算と一緒に 1,080 万なんですね。ですからもう 4 年 5 年はさっき言ったように、何割だっけな、それに入るというのが分かってて 4 年は失敗したよと、5 年が 1,080 ってのはちょっとおかしいんじゃないかなといふところで聞いてるわけです。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ちょっとこれは私の記憶の中でございますけれども、国がですね試算をするときの多分面積要件が変わっているはずです。これは静岡県の山林協会も国の方には訴えをさせていただいておりますけれども、今まで大都市部でもですね、人口が多いところにはそれなりの譲与税が行っていたということなんですね、やはりそういうところ

よりも、森林を適切に管理するための税であるならば、面積でたくさん山を持ってるところに多く配分するのは当たり前だろうというような要望が通って増額につながってるんではなかろうかというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 町長多分それはね、令和6年度からの予算に反映させるということだと思いますよ。今までの配分割合を変えると、人口割の部分を減らすってのは6年度から、ですから6年度はかなり5年度に比べて多くなってるわけですよね。そうじやないですか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） そうですね、割合の見直しってのは令和6年度からの計上で、はい。4年度5年度は、その令和3年度ベースの決算見込みから予算計上したというふうに思われます。これは低く見積り過ぎたということになろうかと思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 6ページのところでございますが商工費のところで先ほど総務課長お読みになったときに、ふるさと納税の特產品返礼事業のところで年末にふるさと納税の申込みが集中してその発送が次年度に繰り越すっておっしゃったんですけど年末に申し込んだ物が次年度4月以降に送るという、そんなに遅い感じで発送してるんですかうちの町は。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 発送は順次行ってるんですけども支払いのほうですね、4月5月にずれ込むことがあります。基本的には、1月までのものについては3月末までに支払うという形でやっておりますけれども、2月3月の分については、会計、5月までの出納閉鎖期間の中で支払うということになってますので、繰り越させていただいているというものでございます。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 今さらの質問で申し訳ないんですけど、その決算はある程度のバッファって設けないんですか。バッファっていうか必ず3月31日っていうことなんですか、閉めるのは。この前年度のものなので、その仕送りの分は3月31日までに入れるっていうふうには絶対しない。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 前年度に寄附されたものが必ず年度内に処理できる物ばかり

りではないんですよね、定期便であったりとかあるいは、旅行、旅行券の実行が翌年度になつたりとか。そういうものもありますので、4月以降出納閉鎖期間で処理すればというお話を思うんですけどもちょっと分かりやすくするために4月以降の支払いについては、この繰越し予算で執行するということをさせていただいております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 19ページにですね、ここに田子の櫓こぎの会の補助金のことが載っています。マイナス10万円ということですね、現状を見ればですね、ほぼほぼ6櫓こぎの会活動がないっていうふうなところでこういうふうな数字になってると思うんですけども櫓こぎっていうことに関して言えばですね、惜しまれつつですね、ここは櫓こぎっていうこれ一つの文化というふうに捉えたらいいですね、過去においてはですね、田子小の今は何かプールがちょっと壊れてるもんでっていうふうなこともありますけども、水が張ってあったときに船が田子小に浮かんでいて、テレビがね何これ珍百景でしたっけ、あれが取材に来たりっていうふうな経緯があってですね、何としても後世に残したい文化であるっていうふうな感じで捉えていたんですけども、現状を踏まえた中で何とかして残していくこうというふうな考え方、そういったことは今持っておりますか、その辺どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） まずこの田子の櫓こぎの会の10万円を減額した理由でございますけれども、今議員がおっしゃられるように、これまでには代表の方がずっとやられてきたんですけど高齢化によりましてできなくなつた、一時期には地域おこし協力隊OBですね、活動を支えてきたという現状がございますけれども現在はこの櫓こぎをですね田子のまちづくり協議会の方がその活動を担つて行ってもらつております。今年度は、この10万円を支払いしないということで減額をさせていただきますが、令和6年度当初予算ではまたこのまちづくり協議会の補助金の中に入れて活動を支援していきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 確かに田子のまちづくり協議会の中で一つ、今まちづくり協議会の中でですね、活動を盛んにやってるっていうかそのまちづくり、地域でやってる活動自体ですね安良里とか田子こういったところがメインでやってるっていうのは承知しておりますけども、例えばイベント等ですね、櫓こぎの大会をやつたりっていうふうなことをですね今後企画していくことも必要だと思いますけどもそういったことは考えてないでしょうか、その

辺どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） まだまちづくり協議会のほうと直接お話はしたことはございませんけれども、イベントという規模になりますと相当なスタッフであるとかそうしたもの必要になってくると思いますのでなかなか簡単にはいかないのかなとは思いますけれども、協議会のほうとは少しお話をさせていただければと思っております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） まず6ページですね、繰越し明許費で4款衛生費、保健衛生費、新型コロナワクチン接種事業で110万円繰越し明許があるわけですけども、24ページの4款1項12節ですね、目は上だからですねいいですね。12節で委託料で予防接種委託の新型コロナワクチン関係これが1,500万のマイナス、コロナ関係の相談業務委託が335万5,000円の減額。ここで減額が増えたので22償還金、利子及び割引料のところが、新型コロナワクチン接種事業費国庫補助金返還金が59万4,000円。接種対策費国庫負担金の返還金が256万3,000円と増えてるんですけども、この関連をですね、なぜこういうふうな1,500万のこれ予防接種を受けなかったからマイナスになったんでしょうけども繰越し明許で110万の新型コロナワクチン接種事業があるのか、この辺をより分かりやすく説明していただきたいと思います。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。まず24ページのところになります。これが衛生費ですね予防費になりますが、今年度ワクチン接種の当初予算の段階では、まず集団接種とそれから個別接種それぞれ予算を取らせていただきました。その時点では、どちらになるかというのがまだ決まっておりませんでしたので、どちらでも対応できるようにということで予算的にも少し多く見ておりました。結果的に西伊豆町に限っては医療機関さんの協力もありまして個別接種でやることができるようになりました。そのために集団接種で多めにとってた部分については不要になったということがございます。そして22節のこれが返還金になりますが、この返還金については令和、今年度ではなくてその前の4年度に実施しましたコロナの接種、その精算に伴いまして西伊豆町のほうが国から概算で受けている補助金等の返還がここで生じることになったというものです。そして6ページの繰越し明許2,000、失礼しました、110万円につきましては現在接種を、まだ個別接種続けております。で、この

4月1日以降はですね、各医療機関で接種することになります。それは実費という形になりますけれどもね、3月31日までの分については公費で接種ができます。で、今回この110万円の内容といいますと、まずワクチン等のですね、これが今西伊豆町のほうでワクチンを全部管理しております。医療機関ではなくて町が保管しています。それを保管するフリーザーという冷凍庫があるんですけど、それを廃棄したりですとか、それから3月31日まで医療機関で接種したその委託料、これ医療機関に最終的にお支払いするんですけれどもその分は基本的には出納整理期間内で支払いが終わるというふうには思っていますけれども、3月までの請求が5月31日までに支払われない可能性もあります。例えば県外で打ったりすると請求が遅れたりとかそういうことも可能性がありますので、予算の一部を翌年度に繰越してそういう支払いが発生する場合の可能性がありますのでその分を少し繰越しておきたいというもの、もう一つは健康管理システムというのがあるんですけれどもコロナの接種履歴をこれは管理しております。皆さん方が何回打ったとかそういう管理がこれからも続きます。今コロナは6回目7回目のですね履歴をシステムで管理するために、それを繰越してシステムのほうの改修を行うと、これあの全部補助金対象ですのでね、そのまま予算今年度予算を繰り越させていただいて、そうしないと単年度だと単費になってしまいますので、そういう意味もありまして今回合わせて110万円を繰越させていただくという内容でございます。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それでね課長、私はもう7回まで打ったんですけども接種券7回まで送っていると思いますけれども接種券、コロナワクチンを接種しない人は、これ6年、先ほど総務課長の説明ですと令和6年3月31日完了ということなんんですけども7回目打っていない方の接種券が送付されてて、7回目を打たない方3月31日までに打たない方はその接種券というのはもう無効になっちゃうと、こういう考え方でよろしいですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。今送られている接種券期限がもう3月31日でそれ以降は使えないということになります。で、4月以降はですね、まだ国のほうが次の接種いつにするかというのがまだ正式に決まっておりません。それとあわせてですけれども来年度以降、恐らく例えばインフルエンザみたいにですね、接種するに当たって町のほうも委託料出してるんですけどもそこも単価がまだ全然決まってないので、医師会さんの方からですね、またその辺の正式なものが出来たら補正対応になろうかなと思います。今の段階ですとまたこれまでどおりですね、ワクチン接種については秋ぐらいに接種になるんじゃないかなというふ

うなことで今予定をされているようです。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） はい。ワクチンのことはよく分かりました。それではもう1点ですね、19ページですけども。2款1項12目ですね、地域開発費でここに会計年度任用職員報酬（地域おこし協力隊）マイナスの216万とありますけどもこれは、この説明をお願いいたします。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） はい。当初予算に計上いたしました地域おこし協力隊の報酬2名分になるんですが1人が216万円ですので432万円になります。そのうちですね1人の方については昨日堤和夫議員が一般質問でされた方で、9月で隊員を抜けましたので10月以降のものが使用してない。それからもう1人の方については、西伊豆町へ転入するまでの間にですねいろんな手續がございましてちょっと時間を要し、10月から隊員となったということになりますと1人分の216万円になります。ですので1人分が不要となったりということで216万円を減額したという形になります。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 3回目だっけ。

○議長（堤 豊君） いいですよ。

○9番（堤 和夫君） 減額してるんですけども、お話がございましたあれですよね、募集はまだかけてるわけですよね地域おこし隊の募集、募集はしていないんですかもう何か新しく令和6年。分かった。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 恐らく全協でこの期間に募集をかけさせていただきたいというお話であったかと思うんですけども、それについては新年度予算のほうに計上しておりますので、今令和5年度予算ではですね、精査して1人分を減額してちょっとぴったりという形になりますので、216万円を減額させていただいたということになります。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 22ページをお願いします。この3款のところの民生費のところなんですが、仁科子育て支援センター管理費とその次に伊豆海子育て支援センター管理費があるわけですけどここに仁科のほうはですね、会計任用、会計年度任用職員報酬っていうのが全然引いてなく減額にはなってなくて、伊豆海のほうは会計年度任用職員報酬としてこのマイ

ナス 100 万円減額した、減額になってるんですね。この違いってのは何でしょうかね。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい、伊豆海子育て支援センター管理費ですね。3款3項4目のほうは、午後の一時預かりの利用者が少ないということで、職員1人2人いるんですけどそのうち1人がですね、半日勤務となったということで減額させていただいたというところでございます。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 25ページでお願いしたいんですけど、この4款1項5目の扶助費のところにこの不妊治療不育治療費助成金減額 120 万円って、これはどうしてでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。不妊治療については今年度はまだ1件も実績がありません。一応1件、2件分を残して残りを減額させていただくというものです。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 34ページでですね。教育費のところで222か、2目のところで負担金補助金及び交付金のところでここで、先ほどなんか父兄、児童のその部活のところで、父兄が送迎するっていうようなことを言ったと思うんだけど、これってのはどうなんですかね。この法規的っていうか責任問題とかそういうことは問題ないんですか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） この生徒派遣費補助金の100万円の減額のうち、80万円分はですね中体連等の上位大会県大会等ですね、ここに出場しなかったものが大きな要因でございます。それか、今議員のご指摘がありました父兄の保護者のですね送迎、こういったものがあるということは伺っております。そこについてはですね、部活動後援費というものを保護者さんから頂いているというところでそこから謝礼という形でお支払いをしているということでございますがこれについてはですね、主にテニス部ですね、その大会に2名しか参加しないとかですね、そういう場合は保護者送迎等をお願いしているということでございました。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 金銭的なことじゃなくてね父兄が部活動に対してそういうふうに行動をするっていうのは問題っていうか法規的に問題にならないのか責任問題はないのか。最終的に部活動はどこで終わってどこまで学校側が責任持つんだというような考え方もあるわけ

ね。そういうことを考えると父兄の送迎ってのは法規的にとかね、責任問題とかそういうことで問題はないのかということを聞いてるんだけど。

○議長（堤 豊君） 教育長。

○教育長（鈴木秀輝君） 自分もその生徒の親が送迎してるってのは、私どももちょっと把握してませんでしたのでその辺についてはちょっと学校のほうにももう一度改めて注意はしていきたいと思ってます。

○議長（堤 豊君） いいですか。

ほかにございませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 16ページ。16ページの諸収入のところの、7節の収入ですね、雑入。これは予算上 446万 2,000円。それが今回さらにプラスして 2,530、253万、253万 8,000円プラスになってるんですね、これさっきの説明ですと東電の3年に1回線下補償ですね。これだということですけども、予算上東電の線下補償がいくらあって今回どういう理由でこの線下補償が増えたのか。面積が増えたのか、単価が上がったのか。それとも予算で計上するの忘れたのか、この辺お願いします。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

失礼しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時40分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） すいませんでした。

16ページの高橋議員から指摘のありました雑入、その他の雑入の関係ですけどもこの東電の線下保証料が3年に1度でありますので、令和5年度当初予算に計上をし忘れていました。大変申し訳ありませんでした。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） はい、よく分かりました。

次にですね19ページ、19ページにまちひとしごと創生事業、この中で地域再エネ導入戦略策定200万余りですね、それからこれを策定するための委員報酬、これが減額されてます。全協等で多少なりとも説明がありましたけども、現在の経過、それから当然この予算というのはこの時期ですから新年度予算にはないと思うんですけども、今後の見込みですね、これを聞かせください。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 地域債に関しましては今もう既に、今年度計画したものについては完了しております。その結果はですね、今後全協のほうでまた説明のほうさせていただきたいと思いますのでそのときにお話をさせていただければと思っております。それからその結果を踏まえて来年度ですけれども、今度は地球温暖化対策計画、環境課のほうで持っているものになりますけれどもそちらのほうの修正に入ります。それで、現在西伊豆町にどれだけの二酸化炭素が排出されていて、それをどれだけカバーしていくんだっていうものをですね、計画としてつくっていくという流れになっていきます。以上です。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） そうなりますと、これはもう既に策定をしてその余剰金計上ということですね。分かりました。それからもう1点お願いします。28ページ、この1番上ですね、鷹ノ巣残土処理場を管理運営委託契約変更に伴う補償金、これは一般質問でもやりました。余りにも最初の予算と乖離があると。その中で町長は、算出根拠これが変わってきてるという説明のみだったんですけど、これもう少し詳細にかなりの減額になってしまいます。当然その間に土砂も入ってます。だけでも例えば、5,000立米入ったって県の金額で言えば1,200万円ほどですよね。そうするとかなり乖離してる。その要因を含めて、ちょっと詳細に説明してほしいんですけど。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） はい。まずその収入のところですけども、令和6年度末の総計で土量が6万721立方メートルになります。以前試算がした時点ですとちょっとまず資料があるんですけど、4万、4万7,000程で、たしかやっていると思います。ちょっとごめんなさい、3,200万のときの資料が今手元にないので、それに伴って収入が増えたと、歳出の部分についてはですね、以前の試算のときは、令和4年度単価で積算をしたんですけどもその内容を細かく精査をして、各年度ごとの設計単価、積算単価で再計算をしたというものになります。それから以前計算したときはですね、重機をまだ処分をどうするかってのは決ま

っていなくてですね、その処分費を計上していなかったんですが現在、一度中古買って、中古売却したと。そのあと新車のバックフォーを買ってそのバックフォーを令和5年12月に売却をします。その売却が750万で売れたという部分はもうその経費分の減額の要因かなと思います。トータルしますとその残土処理量のほうが収入が増えて、歳出のほうが減っているというような状況になろうかと思います。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 1万4,000立米もその処理量が増えたってのはちょっと驚きなんですよね、まずはね。それとそのときは重機の処分費だとかそういうの入ってなかつた、そういうこともあるでしょう。で、これは単純にこういう補正予算で、1,000約100万ですよって出てくるような問題じゃないと思うんですよ、補償費ですから。これは一度全協を開いて、後日でいいんで説明を求めますけどもいかがですか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 予算を執行する前に全協を開いてということで、よろしいでしょうか。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いや、私後日って今言ったと思うんですけども要は、ここでの金額つてのはもうそれでほぼほぼ例えば、この前の話ですと恐らく弁護士さんも了解を出してるでしょう。補償金を出すってことですから、それはそれでいいとしてなぜこれだけ減ったか。3、4,000万。それが3,200万になり、今1,100万足らずになってると。こういう経過を含めてね、もう少し細かい資料できちっと説明していただきたいということです。これ後日で結構ですんで、ぜひ全協等で説明してください。そういう要望です。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 私は2点お願いします。まずですね、20ページのところです。町費ひとしごとのところで先ほど高橋さんは、地域再編のことを伺いましたけれど、その下の産業振興拠点プロモーション事業委託が当初1,245万円だったのが、255万円の減額になっておりますがこの減額理由をまずお聞かせください。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） はい。こちらの海業振興関係のプロモーション予算として

いただいたおるものの中からですね、昨年度まで釣り具のいしぐろさんっていうところとタイアップをして、町内の遊漁船、それから「ツッテ西伊豆」っていうものをですね動画でPRしようという事業を行っておりました。令和4年度に作成した動画っていうのは、今もいしぐろとか西伊豆っていうキーワードでやれば出てくるんですけども、なかなか視聴数が伸びないということで、費用対効果でどうなんだろうという部分で5年度については執行取りやめたというものになります。その分の減額です。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。もう1点伺いたいものが、23ページでございます。23ページ、4款衛生費 1項保健衛生費のところの保健衛生総務費のところで、第2次救急医療運営費負担金のところが21万6,000円増えておりますけれど、これ先ほど救急搬送の件数の増加によるとおっしゃいましたけど、これカウントは数えるのは患者さん数で数えるんですか。その患者さん数も例えば町民の数なのか、いやそうではない運ばれる方みんななのかそれとも台数なのかちょっとこの積算根拠ですね、当初予算が386万6,000円だったところでございますが、その辺どうやって計算するのか教えていただけするとありがたいです。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） こちらはですね、救急搬送の件数で出しております。これが確定によりましてこの第2次救急の医療分がですね、今回確定したことにより増えております。あと小児救急の分も入っておりますのでそれぞれ別にカウントして、トータルで郡内で案分するといいますか西伊豆の分は西伊豆町が持つというふうになっております。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 郡内案分ということですか。西伊豆町民を運んだ件数ということではなくて、郡内で案分しているということですか。案分根拠は何なんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。これちょっと私もはっきりとしたことわかんないんですけど、西伊豆町民だとかっていうその住所まではね、やってないと思うんですよ。ここで言うと西伊豆健育会病院さんに運ばれた分がうちのほうの負担というふうに考えております。例えば、東伊豆の方がこっち遊びに来て運ばれれば近くの病院行きますよね。なので2次救急も下田メディカルとかそれからこちらでいうと西伊豆健育会とか今井浜ありますけど、そこで案分していますので住民票まで追ってとかっていうところではないと思います。あくまでも件数です。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 今のお話が真実であるならば、これは計算根拠は考え直していただきたいほうがいいと思います。救急車が運ばれる回数ってのは圧倒的に違ってきてるじゃないですか。いろいろわざ聞かないですか、遠くの救急車が西伊豆まで運ばれてくるっていうのは結構ありますよね。ありますので、それを西伊豆町が全部負担するっていうの私は話が違うような気がいたしますので、違う。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） えっとですね、資料見ますとこれ2次救急が下田メディカル、伊豆今井浜、健育会、康心会の伊豆東部がありまして、そしてこの患者の搬送の人数というのはこの賀茂管内とか管外の観光客も入ってます。と、あとは先ほど課長がおっしゃいましたその小児の関係も入って、そこの病院に何人搬送されたっていうこの搬送割合を出して、あとは要は計算式がこれあるみたいにそれプラスですね、人口割とか均等割とか地域利用割とか、ただ単にその患者の搬送件数だけで負担割合が決まってるわけではないです。それを丸めて、あと事務費が入って負担金額っていう格好の割合が出て計算して、今回うちのところは今回増えたって格好ですもんでもうただ単にその西伊豆健育会病院が増えたっていう感じじゃなくて、全体の割合を人口割とか均等割とかですね搬送割とかで計算してやってるようです。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） また2点お願ひいたします。25ページのですね、4款の6目12節の委託料のところに各がん検診のことが出ておりまして、軒並み減額となっております。この要因についてですね、当初予算を組んだときよりも受診者の数が減って受診率が減ったのか、それともほかの要因があってかどうかっていうことをまずお伺いしたいと思います。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。検診につきましては、当初からある程度多めには見込みます。足りなくなると支払いができなくなりますので多めに見込みます。今回については、実績、もう既に終わったものもあればまだ途中のものもございますけれども、決算見込みをおおむね出せるものでそれに合わせて、不要となったものを減額というふうにしております。それぞれ検診がありますけどコロナ禍に比べると少し戻ってきてるということあります、ただ全体数がですね、減ってますので全体的に見ますと減少傾向にあるかなと思います。あと健診の方法も変わりまして以前は、時間とか関係なかったんですけど、今あの時間制とかね

予約制とかも取り入れておりますので、コロナによって一長一短はございますけれども、今回についても一般的には当初少し多めにもってあるということで、今回精算により減額をさせていただくというものになっております。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 多めにもってあるっていうお話なんんですけども、担当課としてはですね、ある程度の水準でこの辺までの方っていうか数字は伸ばしたいなとかっていうのはお持ちなのかっていうのはですね、やはりその検診によって長寿対策ですかあと国保の税制的にもですね、悪化してからじゃなくて保険力を抑えるためにも、そういったことの検診率を上げるとかっていうそういういったこう努力とかっていうのはされてるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） もちろんより多くの方がですね、早めに検診を受けて病気が見つかれば早めにそれを受診していただきたいという思いはあります。ですので、もちろんその予算ですのでね、足りなくなつては困ります。そこはそこで見てますけども、よりできるだけ多くの方にやっぱり受診をしていただく機会をぜひつくっていただくということで、例えば平日だけだったのを日曜日も増やすとかといった努力はしております。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） それでは次の質問ですけども、26ページの衛生費の1目廃棄物処理費のところのですね12節、こちらも委託料の関係なんですけども、その中で分別収集全品目収集運搬業務、これ406万5,000円とありますけどもこれ大分こう減額しておりますけども、これもまた要因なんですけども、これは分別がですね、思うように進まなくて運ぶ量が減ったのかそれとも西伊豆町内ですね、分別に該当する量全体が減ってて予算的にこれだけ減額で間に合ったのか、その辺の要因についてお伺いいたします。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） これにつきましては契約による減になる、実績による減になるんですけど、これにつきましては今年度が減って来年度がそのまま減るっていうわけではないんですけど実績で、今までコロナの関係で片づけている方が多かったような記憶があります。それで今年度コロナがされておりますが、それによって実績が変動があったということでの金額が減額をされているという形になります。ですから意識が減って、減ったっていうことではなく実績、皆さんの実績によっての変動ということでご理解頂きたいと思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 11ページをお願いします。10款地方交付税ですね、地方交付税これ4,242万5,000円増えてるんですけども、先ほど総務課長の説明でですね、国税が増えて物価高の方困っている方たちへの補助ということ。基準、財政需要額が大きくなって臨時財政対策債で対応したというような、間違ってたらごめんなさいね、その説明だったんですけどもちょっとよく分からないので、今回この交付地方交付税が増えた説明もう一度分かりやすくお願いします。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 地方交付税というのは基準財政収入額から基準財政需要額を差引きいて、その残りの分が不足しますので交付税で算定されるんですけども、その分の今回ですね、新たに基準財政需要額の算定の中にですね、臨時経済対策費という項目と臨時財政対策債償還基準費っていう二つが新たに創設されましたんで、基準財政需要額が膨らむような格好になってきました。結局膨らんでいきますと基準財政収入額から差引きますと、不足分のお金がまた増えますもんでその分が新たにこの地方交付税として4,242万5,000円増額になってきたっていうふうに考えてもらえばよろしいかと思います。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それは町の財政、町の財政自体も大きくなっているというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 財政事態といいますかですね、だからその地方交付税で入ってくる金額が増えてきますもんで、地方交付税ってのは結局何に使ってもいいような格好になりますもんで財政規模が大きくなかったというよりも、パイは変わらないんですけども、そのうちの地方交付税が占める割合が大きくなつたっていうふうに解釈してもらったほうがよろしいかと思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） えっとですね。32ページをお願いします。これ貸付金で稲葉金秋奨学金と、百川の奨学生がありますけども、ほぼ動きがないっていうか利用がない状況なんですね。これここ数年の状況っていうのは、分かれば教えてもらいたいんですけど。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） ここ数年は借入れをする方はおりません。今返済している方も今年度で完納になるということで、貸付けも微収のほうも今ないというような状況です。

○議長（堤 豊君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） ほぼほぼない状況でいてですね、今後の方向性として奨学金の考え方としてですね、方針にもありましたけども給付型の奨学金を新たに新設してっていうふうなこともありますけども、この稻葉金秋奨学金あるいは百川っていうふうな事はですね、原資としてですね

○総務課長（白石洋巳君） 個人の寄附を原資としては発足した

○3番（仲田慶枝君） ていうふうな経緯があります。これの今後の取扱い方っていうふうなのは、今後どういうふうになっていくのかっていうところの考え方だけちょっとお願いしたいなと思います。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今後の取扱いについては特段議論をしておりませんので、どうなるという方針はありませんけれども町民の中には、中にはこれをですね、お借りして就学をされたいという方が今後出ないとは限りませんので、そのまま置かせていただければっていうふうに思います。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 14ページ、4目ですね、4目の2林業費の補助金の中で、県産材安定供給生産基盤整備事業補助金178万4,000円ですけども、これはさっき若干説明ありましたけどもどういう事業で、逆に言うとこれ歳出のほうのね、どの項目に該当しているのか入りはあるんですけども、出のほうがちょっと見にくいくらいんですけどもその辺含めてお願いします。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） はい。こちらは町有林の皆伐の部分に対してですね、補助金がつかないので直接支援事業というのがつかないので、何とか補助金を引っ張ってこれないかということで県と交渉して、進入路をつくるという名目で、この補助金が使えるよっていうことで後で後付けしていただいたものになります。歳出の科目でいうと、町有林間伐業

務の中の、えっと町有林間伐のほうは、歳出の補正では入ってきていないですかね。歳出、この予算書の27ページのところなんんですけど、財源更正だけで中身の増減はないので単純に補助金が増えたという部分でご理解頂ければと思います。町有林間伐業務っての当初予算で4,200万取ってあるんですけどもね。財源が基金からの充当額を減らして170万8万4,000円、先ほどの補助金を追加で頂いたということなんで歳出自体は変わっていないと。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） ちょっと会計上の扱いって分かりませんけど、そういうやり方ってそれでいいですか。つまり聞かないと分からなっていうことですよね、僕ら細かいところ見ないと分からなってということで、そういうやり方でいいのか。それともう一つは、これ進入路って言いますけどあそこの多分、今無花粉のスギをこれから植えようというところと思うんですけども、これ進入路ってないんじゃないですか。いわゆる河川集材をしてる、したところだと思うんですけども場所が違うんですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 進入路のほうについては課長のほうから答弁させますけども、入の場合ですね私たち国や県が補助金を頂くときに、この事業をやりたいんですけども、つかつかないか分からないうときは財調を取崩して計画をしてやります。最終的に県国の補助金をもらうと財調は引っ込みでこれを充てるっていうことはよくやって、なるべく町の負担が少なくなるようにという努力をしてますんで、その一部だというふうに捉えていただければというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 皆伐をやってタワーヤードを据えてやったところよりもちょっと前側なんですね、トラックが入るように道を付けてます。ちょっと分かりにくいかもしれないんですけど現時点、道に並行した形で進入路を設置しています、その分の補助金を頂いたということです。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 8ページの臨時財政対策債なんですけど、これ随分以前から比べたら少なくなってるんですけど、これって今のこの金額っていうのは限度額なのかそれとも増額で借入れしなかったのか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 本来の臨時財政対策債は普通交付税で、本来は算入されるべきものなんですけどもそれがその年度に算入されなくて、町と国のほうで負担するんですけどもその分が、限度額が県のほうから、今年度はこんかいですよって格好になってきまして、その分の差額分は交付税のほうに算入されますので、全体的な大枠の中ではこの臨時財政対策債が減ってもその分は交付税で見てますので、特に町の財政にとっての影響はありませんので、これどんくらいその起債を起こすってのは、県のほうから限度額を言ってきたいっぱいをこういう格好で計上してます。だからその年によって3,000万とか4,000万とか1,600万とか変動はあります。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） これ今記載されて、表示されてるのが限度額ってことですね。分かりました。それで15ページをお願いしたいんですけど、17款のふるさと応援寄附金ですね。これまで寄附金自体総額が減ってるわけですよね。これってあれですか、この要因っていうのはどこにあったと見てますか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 昨日からちょっと出てますけれども、昨年の10月にですね、総務省のほうがふるさと納税のですね適正、適用のため指定制度の基準を見直す告示の改正を行った、行いました。その改正の1つにですね寄附金募集にかかる費用についてワンストップの特例事務、それから寄附金の受領証の発行などの付隨費を含めて寄附金額の5割以下にしなさいというものでございます。具体的に申し上げますと、寄附金受領証明書に係る郵送料ですとか、あとは寄附金の受領書システム管理費が新たに5割の基準の中に含まれるということになりました。今までなかったんですけれどもそれが追加されるということになったものでございます。その5割の基準をクリアするためにはですね例えば、返礼品の中身を変えずに寄附額を上げて返礼率を下げたりとか広告宣伝料、それから郵送料などを抑えて新たな経費を入れ込むためのですね枠を確保するといった必要がありまして、令和5年度につきましては町内事業者と協議の上、返礼品の中身を変えずにですね、寄附額を上げるというような措置を取ったりですか、町も可能な限り経費節減にですね努めてきたところでございます。今お話しした内容っていうのは寄附者側にとってみてはですね、マイナスの要因となります。どこに寄附をしようとか選択する場合にですね、当然、額の安いほうというかそちらのほうを選ぶというようなこともございまして、それらが影響し令和5年度については寄

附が減ったということで町としては考えております。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いや、返礼品も含めて手数料含めで、大枠大体5割ですよってことはもう大分以前から言われてるわけですよね。それが最近本格的になったかっていう寄附額が減ったっていうことじゃなくて、逆にそうなればもらったお金で出す金は残る、残る金が増えるわけだからね。全体の町に町自体に寄附してくれる総額はね、減ってるわけでしょ。西伊豆町を対象としてくれる寄附金が減ってるわけですよね、総額は。それはどういう要因があつたのかなっていうそこを聞いてるわけですよ。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） これ仮にお話ししますけども、今まで1万円寄附をすると、27枚の干物が来ましたというものがあったとしましょう。それが1万5,000円を寄附しないと、27枚の干物が来ませんということになればちょっとクリックするのは止めようというのは人間の心情じゃないですかね。大体は多分そういうものが1番大きな要因だというふうに思います。これをグレーなことをやってるところは、それを1万5,000にしないでずっと1万で27枚とかやってる自治体も中にはちらほら散見されますので、そこにお客さんが抜かれているという事実もあるんだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） その町長、その返礼品の何だかよくわかんないけど、その中のね会計のことばっか言ってるけどね、本当にだから西伊豆町対象としてくれなかつたね、そういう原因は何だっていうそういうことを見て言ってるわけ。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですから私たちは総務省の言っている法令に照らし合わせて、白の状態でやりましょうということを言ってるわけですから、グレーな状態でお得なところがほかに出てくれば納税する方はいくら西伊豆町に寄附という形であったとしてもですよ、最終的には自分のところにどの程度の返礼があるかということを計算されるわけですから、返礼率の落ちた西伊豆町よりは、返礼率の高いところに流れていくのが普通じゃないですかということを申し上げております。ですから私たちはルールにのっとってしっかりやつたおかげで割りを食つたということです。

○議長（堤 豊君） 質疑中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時23分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

質疑はありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 令和5年度の第10号の補正予算、歳出ですね、パラパラパラとこうめくっていきますと需用費の電気使用量がほとんどのところが三角がついているわけですけどもこれはあれですか、予算のときに多く、コロナとかそういう具合で多く見積もったのがそこまでいかなくてマイナスになってると、こういうふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 先ほども説明いたしましたけども電気料については、当初予算を組むときに不確定な要素が多かったため安全側に見たこともあります。一般会計の高圧契約の関係の12施設においてはですね、全部で2,943万4,000円の減額となっておりますけども、主な要因とすると、令和5年度の予算編成のときには燃料費の調整単価が17.39円、再生可能エネルギー発電促進賦課金が3.55円で計上していましたけども、現在の令和6年2月のこの補正予算をつくるときには、燃料費の調整単価が2.59円、再生可能エネルギー発電促進賦課金が1.40円であり、両単価とも右肩下がりに大きく減額となっております。これら辺のことが主な要因となりまして、今回の補正予算では電気料関係の高圧関係だけですけども、2,943万4,000円の減額となっております。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 今のところでね、例えば26ページの4款衛生費3項の清掃費のところで廃棄物処理費のところでこれ1,500万の電気使用料がマイナスになっていますけども、この辺もそういうような考えですか。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） はい。先ほど総務課長のほうから言った経緯となります

が、実績によってもおおよそ今現在で、約月平均で220万円ぐらいの支払いとなっています。

2月3月分を多めに見越しても、十分に予算があるということで、1,500万の減額として計上させていただいております。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いや、今の説明ですけどもね、白石君が説明した影響で例えばこの1,500万のうちの1,200万ですよと例えばね。ほんであとは

○6番（高橋敬治君） 衛生、燃料例えば何キロワットアワーを使う予定が何キロワットアワーですよとこういうのを原単位が下がりますよっていう効果はこの中に入ってるんですか。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 申し訳ないです。使用料については変わらないんで。はい、そのとおりです。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第20号、令和5年度、西伊豆町一般会計補正予算（10号）は原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君）　日程第11、議案第21号、令和5年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案の理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君）　議案第21号は、令和5年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君）　はい。それでは、議案第21号についてご説明をいたします。

1ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正。歳入です。款、項、補正額の順に朗読させていただきます。1款、後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料ともに167万3,000円。4款繰入金、1項繰入金ともに61万1,000円。はい。失礼しました。4繰越金。1項繰越金ともに61万1,000円。5款諸収入、4項雑入ともに76万1,000失礼しました。761万6,000円。歳入合計に990万円を追加し、3億1,500万円としたいものでございます。

続いて歳出です。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金ともに228万4,000円。3款諸支出金、2項支出金ともに繰出金、2項繰出金ともに761万6,000円。歳出合計に990万円を追加し、3億1,500万円としたいものです。

3ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括歳入です。2ページの第1表歳入歳出予算補正と同様ですので、省略させていただきます。続いて歳出です。こちらも2ページの第1表と同様ですので省略をさせていただきます。補正額の財源内訳は記載のとおりとなっております。

次に4ページをお願いいたします。2歳入です。1款1項1目後期高齢者医療保険料167万3,000円。こちらは決算見込みによりまして特別徴収保険料のほうを減額し、普通徴収保険料のほうを増額、滞納繰越し分も増額とするものでございます。4款1項1目繰越金、61万1,000円。こちらは令和4年度からの繰越し額確定に伴う増額となります。5款4項2目雑入761万6,000円。こちらは前年度の療養給付費及び事務費の返還に伴う増額となります。

5ページをお願いします。3歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金228万4,000円。こちらは保険料で徴収した分を広域連合に納付するところで保険料の増額見込みに伴う

増額となります。3款2項1目一般会計繰出金761万6,000円。こちらは前年度の療養給付費及び事務費の返還に伴いまして、一般会計に返還することに伴う増額となります。以上簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑をしてください。

質疑はありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 4ページなんですけども、特別徴収保険料がマイナスになるということなんですか？このマイナスになる要因というのはどういうようなことが考えられますか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） 特別徴収というと、大体ほぼ100%に近い納付になるわけですね。一方でですね今回、今回といいますか歳出のほうで広域連合に納付する保険料があるわけですけれどもそちらの歳出に合わせて歳入側も同額にすると、そうしないと歳出のほうは予算が足りなくなると思われますので、どちらかというとはほぼ100%に近いんですけども、納付する歳出のほうに合わせた額に調整をしております。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第21号、令和5年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案の

とおり決定することに賛成者の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第12、議案第22号、令和5年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第22号は、令和5年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） 議案第22号についてご説明をいたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,700万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億9,337万5000円としたいものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款項補正額の順に朗読させていただきます。3款国庫支出金、211万円。1項国庫負担金、2,159万円の減。2項国庫補助金、2,370万円。4款支払基金交付金、1項支払い基金交付金とともに、2,900、3、3万9,000円の減。5款県支出金、1,578万6,000円の減。1項県負担金、1,419万6,000円の減。2項県補助金、159万円の減。6款繰入金、1項一般会計繰入金とともに428万5,000円の減。歳入合計から4,700万円を減額し、13億9,337万5,000円としたいものです。

3ページをお願いします。歳出です。1款総務費、1項総務管理費ともに44万円。2款保険給付費、4,250万円の減。1項介護サービス等諸費、3,000万円の減。2項介護予防サービス等諸費、650万円の減。6項特定入所者介護サービス等費、600万円の減。5款地域支援事業費、1項介護予防生活予防生活支援サービス事業費ともに870万円の減。3項包括支援事業任意事業費、0円。6款基金積立金、1項基金積立金ともに484万円の減。歳出合計から、4,700

万円を減額し、13億9,337万5,000円としたいものでございます。

4ページをお願いします。失礼しました。8款諸支出金、860万円。歳出合計から4,700万円を減額し、13億9,337万5,000円としたいものでございます。

続いて、4ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書1総括歳入です。2ページの第1表歳入歳出予算補正と同様ですので、省略させていただきます。次に歳出です。こちらも2ページの第1表と同様ですので、省略をさせていただきます。補正額の財源内訳は記載のとおりでございます。

5ページをお願いします。2、歳入です。主なものを説明させていただきます。今回の補正是国からの交付受け、定額及び内示額によりまして、次のとおり減額をしております。3項、失礼しました、3款1項1目介護給付費の国庫負担金、2,159万円の減。2項1目調整交付金、2,794万4,000円。2目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業分199万円減。3目地域支援事業交付金、総合事業以外の地域支援事業分、69万2,000円の減。4目保険者機能強化推進交付金、96万5,000円の減。6目保険者努力支援交付、86万7,000円減。4款1項1目介護給付費の支払い基金交付金、2,635万3,000円の減。2目地域支援事業、支援交付金268万6,000円の減。こちらも社会保険診療報酬支払い基金からの交付決定及び内示により減額となります。

6ページをお願いいたします。5款1項1目介護給付費の県負担金、1,419万6,000円の減と。2項1目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業分、124万4,000円の減。こちらも県からの交付決定により減額となります。6款1項1目介護給付費繰入金、474万7,000円の減。こちらは介護保険給付費に対する町からの法定繰入れとなりまして、歳出の2款、保険給付費、4,200万50万円の減額に伴う減額となります。

7ページをお願いします。歳出となります。主なものを説明させていただきます。1款1項1目一般管理費、44万円。こちらは令和5年度介護報酬改定に伴います、システム改修によるもので、国と町でそれぞれ2分の1を負担します。2款1項1目居宅介護サービス給付費、2,200万円、こちらは前年と今年の11月末の要介護1から要介護5までの認定者数を比較しますと、10人増えております。また新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴いまして、在宅サービスの利用が増加したことによるものとなります。4月から12月の審査分までの利用実績を比較します、と主に訪問サービスそれから通所リハビリテーション、それからショートステイのサービスが伸びております。続いて3目地域密着型介護サービス給付費、1,000万円の減。5目施設介護サービス給付費、4,000万円の減。9目居宅介護サービス計画給付費、

200万円の減。これらは、決算見込みにより減額するものでございます。2款2項1目介護予防サービス給付費、500万円の減。こちらは前年今年11月末の要支援1、2の要支援認定者数を比較しますと19人減少しております。こちらも介護予防サービスの利用が減少したことによる減額となります。

8ページをお願いします。2款2項3目地域密着型介護予防サービス給付費、150万円の減。こちらは要支援の方の認知症対応型共同生活介護グループホームです、の入所がなかったことにより減額するものです。2款6項1目特定入所者介護サービス費、600万円の減。こちらは介護施設に入所している方の食費と居住費につきまして、限度額を超過した額を支払う費用となりますが決算見込みにより減額するものでございます。5款1項1目介護予防生活支援サービス事業費、第1訪問事業370万円の減。2目介護予防生活支援サービス事業費、第1号通所事業、500万円の減。こちらは要支援一、二の認定者の減少によりまして、地域支援事業における訪問及び通所サービスの利用が減少したことにより減額とするものでございます。

9ページをお願いします。5款3項2目地域包括支援センター運営事業費、こちらは説明欄に財源更正とございます。国、及び県の地域支援事業交付金の減額に伴いまして、財源の中身を構成したいものでございます。6款1項1目介護給付費準備基金積立金、484万円の減。こちらは国支払基金及び県の介護給付費負担金の交付決定により歳入予算の減額に伴い、積立金を減額するものでございます。8款1項4目償還金、860万円。内訳として、22節の償還金利子及び割引料で、令和4年度に国県からそれぞれ交付を受けました介護保険給付費負担金及び地域支援事業交付金の額確定による精算により返還をするものでございます。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 5ページをお願いします。3款の国庫支出金の調整交付金が2,799万4,000円増えた理由は。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） こちらは介護給付費に係る財政調整交付金で実績に基づきましての交付見込額になります。普通、調整交付金がこの給付額に対しまして交付割合が決ま

っております。これは法定で決まっておりますけれどもその率を掛けて、今回増額となります。介護給付費に係る調整交付金となります。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） これはだから増額になったってことは最初の金額があったわけだよね。何で増えたのか。その計算の算出根拠は今何とかかけてって言われたけど、2,700いくら何で増えたのか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。当初予算の段階では、この割合というのが確定ではございませんでちょっと細かい数字になりますけど、おおよそですけども約5.5%という調整交付金の割合で出しておりました。最終的にはですね、年度終わりに近くになると交付割合というのが少し上がったためにその分が増額というふうになります。以上です。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 8ページをお願いします。8ページのこの地域支援事業費のところの介護支援生活支援サービスの訪問とその次に通所事業ってのはあるんですけど、この事業つてのは前から何回もみんないろいろ質問して、何で増えないんだ、伸びないんだっていうことを質問するわけですけど結構これ不用額としたら上のほうなんか33%もあるわけですよね。下については、42%も不用額、結局なるわけですよね。これ何かシルバーさんがやりたくないとかどうとか言ってるけどこれ何か改善する見込みはないんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。サービス、需要と供給のところでも問題になりましたは、サービス提供する側の人材不足もございます。一方で、今回そのコロナ禍もありましてですね、サービスは少しずつは戻ってきてはおりますけれども、実情としますとなかなかそこが何ていうんですかね、利用がそれほどは多くない、一方でですね地域でサロンですとかそういうところに通っていただくおかげですね、給付費のほうもそれほど使わなくなつたといいますか、その辺のバランスが今うまくとれてると思うんですね。ですので必ずしもそれが悪い方向ではなくって地域の皆さんができるだけ自分の力で地域の中で生活していくようなふうに傾向としてなつていいってるのは、いい方向だなというふうに私たちは思っておりますので、ここについてはもちろんそのサービスの提供がいかないということはないようにしたいと思いますけれども、傾向としてはやはりいいというふうに感じております。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 7ページをお願いします。先ほど居宅介護サービスはコロナでプラス10人というような説明がございましたがその下の施設介護サービスですね。これが4,000、4,000万ですよねこれ。うん、そうですね。減っていると。この辺の説明をお願いします。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） 施設介護サービス、施設のほうっていうのは、比較的もう施設のキャパってのは決まっているので、大きく変動というのはございません。ただ当初の予算もですね、少し多く見てたというのはもちろんちょっとありますけれども、それからその施設のですね形態のほうが、法の改正によって今移行段階というのがございまして、それが療養型の施設っていうのがこれからその介護医療院っていうのに変換されていくんですね、ちょっとその形態が変わるんですけども、そういう流れがある中で、どちらかというと施設よりもその居宅のほうが今増えてきている状況にあります。バランスでいうと居宅のほうが入所よりも、全体統一してみると多いです。この傾向というのがどちらがいいかということではないんですけどもね。やはり地域の方が自分の家ですね、過ごされるということがいいかなというふうにも思います。ただ一方で、先ほど申しましたようにサービス提供する側の人的な不足というのをやっぱり課題として残されておりますので、これについては引き続き検討を行っていきたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そうしますと今の説明ですと予算、最初の予算がちょっと大きく取り過ぎたとこれが1番の要因だというふうに考えてよろしいですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい、そうです。最初の予算を少し多く持っております。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第22号、令和5年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、失礼しました、手挙がりましたですか、すいません。ちょっと今暗くて見えなかったんですけど。

はい。挙手全員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

はい、暫時休憩します。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時09分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 申し訳ありません、すいません。先ほどの20号議案の10号補正をちょっとお開きください。第20号議案（10号）補正の資料をすいません、お開きください。26ページの廃棄物処理費の委託料のところの分別収集全品目運搬業務、406万5,000円の減というところですが、先ほど浅賀議員のほうから質問があった件で私実績による減額というふうに申し上げましたが、実際は契約当初の契約の差額による減額というふうに変更したいと思います。実際予算が予算が1,974万円に対し、契約額が1,567万5,000円でしたので、その差額の406万5,000円の減額という形になっております。すいませんでした。訂正をお願いします。

---

## ◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君）　日程第13、議案第23号、令和5年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君）　議案第23号は令和5年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君）　それでは議案第23号西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,594万3,000円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億8,630万1,000円としたいものでございます。現在補正予算（第3号）でご承認を頂きました国の重点支援地方交付金を活用した10%ポイント還元キャンペーンを、実施しておりますが1月の、すいません、1月の利用金額が約1億4,300万円で想定した1月の1億3,400万円よりも約900万円多いことなどから3月末までに不足することが想定されます。このことから歳入においては、ふるさと応援基金繰入金及びサンセットコインチャージ料の増額、歳出においては報償費のサンセットコイン利用料を増額したいものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款項補正額の順で説明をさせていただきます。3款繰入金、1項繰入金とともに794万3,000円。4款諸収入、1項雑入とともに1億1,800万円。歳入合計に1億2,594万3,000円を追加し、17億8,630万1,000円としたいものでございます。

続きまして歳出です。款項補正額の順で説明させていただきます。2款事業費、1項サンセットコイン事業費ともに1億2,594万4,000円。3款諸支出金、1項基金基金費、ともに1,000円の減。歳出合計に1億2,594万3,000円を追加し、17億8,630万1,000円としたいものでございます。

3ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括歳入です。2ページの第1表歳入歳出、補正予算と同様ですので省略をさせていただきます。続きまして歳出です。これにつきましても2ページの第1表と同様ですので省略をさせていただきます。補正額の財源内訳は記載のとおりでございます。

4ページをお願いいたします。2、歳入です。3款1項2目1節サンセットコイン事業基金繰入金、515万5,000円の減。こちらは令和4年度決算により、繰越金が確定したことによる減額でございます。次に3目1節ふるさと応援基金繰入金、1,309万8,000円と次の4款1項1目1節、サンセットコインチャージ料1億1,800万円ですが、こちらは今後の10%還元にかかる追加支出見込み分となります。ふるさと応援基金繰入金が還元分でサンセットコインチャージ料が個人チャージ分となります。

続きまして3、歳出です。2款1項1目サンセットコイン事業費の7節報償費、1億2,594万3,000円は、サンセットコイン利用料の追加分1億3,109万8,000円から、令和4年度の決算による過年度精算分の515万5,000円を引いた額となります。次にその下の24節積立金1,000円ですが、こちらは令和5年度末までに使用しなかった分を基金に積み立てるために設けたものです。当初予算では昨年度一般会計で扱っていたときと同様に、まず基金への基金積立金見込額を算出し、その下の3款1項1目24節の積立金の額を補正して基金に積み立てる予定でございましたが、基金への積立金をこの補正予算を編成する段階で、算出することが大変難しいこと、また2款1項1目7節の報償費の中で年度末の未使用分を24節積立金に流用して基金に積立てたほうが適正な事務処理ができることなどからこの方法に切替えたいと思います。しかし地方自治法第220条第2項の規定により、各款の間において相互に利用することができませんので、今回補正予算において2款に積立金を新たに設け、3款積立金を皆減としたため1,000円をそれぞれ増減したいと思います。

以上簡単ですが説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 4ページですけど、このふるさと応援基金からの繰入金ですよね。これ、一般会計のほかの基金間の繰入れでもいいと思うんだけど、何でふるさと応援基金からの繰入れにしたのか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） この補正予算の前の段階におきましてもですね、一般会計繰入金は過疎債の分を使うということでその不足分についてはふるさと応援基金を充当しているという形をとっております。ですので今回もこのサンセットコインの10%還元に伴う不足分について、町から出る分はふるさと応援基金繰入金を使用させていただくということで考えております。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

質疑ありませんか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） この際伺っておきたいと思う程度のことなんですが、サンセットコインのチャージ料とか使用料の上限が決まってますよね、費による。この辺の根拠、この金額の根拠などをちょっともう1回確認させていただければと思います。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 基本的に明確な根拠はありません。ただそのほかのカードを使われるところのチャージ金額の大体上限が5万円ぐらいということなので5万円という設定をさせていただいております。これ5万円以上にしますとある意味ですね、お金を発行する権威を権利をですね、スマホを通じてチャージができるお店に付与してます。そうすると、架空に付与もしようとすればできます、上限を上げてしまうと。今5万円なのでカードの枚数掛ける5万円が仮に100枚のカード持つていればもうその時点で500万円、その日にチャージできます。それ預り金なんですけども、もし町に持ってきてくれなかつたらそのお金は誰が払うのか支払いはもうされちゃうんですよね。そうするとそれ町が負債を被るんですよ。ですからやっぱりそこはタガをはめなければいけないということで、これ多分浅賀議員の一般質問にも答えているかというふうに思いますけども。なのであえてそこでタガをはめてます。それと今ちょっと問題になってるのが、そうやって5万円だよねといっぱいのカードにやつて、支払いをこれで要は何十万の支払いをするっていう方がいるんで、それははつきりもうモラルの問題なんですけどもそういう方もちょっと出てきておりますので、今度逆にそれ一枚の上限を10万とか15万に上げてしまうと、もうやりたい放題になる可能性もあるということなので今ちょっと明確にルールをもう一度、しっかりとして店舗さんや住民の方には周知をしないと、本当にお金を持ってる人はどんだけでもチャージできますからそういう使い方をされます。私たちはあくまでも、消費税今大変苦しいですし、ウクライナの情勢で燃料

なども上がるので当然食料品にも転嫁されます。それを消費者の負担軽減。だからちらりも積もればの、こつこつをちょっと消費のですね負担を軽減したいという思いでやってるんですけども、そういううる賢い人は一気にドカドカと持っていくって形は余り望ましくないんではないかというふうに思ってますんで、明確なルールを作りたいというふうに思ってますけども、その5万円というのは何かっていうものはありませんけども類似のカードのそういう計算ですね、チャージ金額に合わせてそこの大体1番上限ぐらいのところで5万円ということで決めております。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 理解ができました。その明確なルールづくりはタイム感としてはどのくらいの感じでやるおつもりなんでしょうか。結構やっぱり使用するそのなんというか悪事を考えていない利用者にとってはちょっと不便だよねっていう声は結構聞かれてくるのですが、そのような話聞くとなるほどねって皆さん納得なさると思うのです。なのでその明確なルールはどのくらいの感じで出てくるのか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 一応年度明け令和6年度になったら、皆さんに広報で回覧するかお配りするかという形で、もう一度告知は改めてしまうということでやっておりますんで、そこまでには明確なルールづくりってのはできるんだろうというふうに思います。かたや悪事をわざわざ書いてしまうとこういう使い方もあるよねっていうことを周知することにもなりかねないので本当にどうしたらいいのかっていうのはちょっと悩ましいんですけども、やはり一部そういうのからすると今の現状のルールではあってるんだから、別にその悪質とかなんとかじやなくてルールにのっとってやっているんだって言わればそのとおりなんですけどもそういうのが大分散見されるようになりましたんで、ちょっとそこはですね、モラルを持ってご利用頂ければというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） ちょっと今課長の説明の中で聞き逃したかもしれないんですけどこのサンセット事業基金の入れたり出したりの話のところなんんですけど、これ最後のところでですねここを基金の残高ゼロにするんですよね。これ僕は元で言ったらこの科目を存置するために取ってたりするのがよくあったんですけども、これでいってこの取扱いはこれでいいんでしょうか、それでいい問題ないっていうことで止めていっていいですか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） まず今年例えれば令和6、今年度中にですね、お金を使わないのを今の段階で試算して例えば仮に1,000万円使わないだろうということで試算した場合に、今まで3月議会におきましてですね、この3節、歳出の3節の諸支出金のところでこれを1,000万円として積み立てるわけです。ですけど、それが実績としてその年度末になつたときに、500万円で済んだということになりますと今回の補正予算みたいな形で、繰入金の500万円を減額するというような流れになってくるわけです。その金額を算出するのがですね、この補正予算を作るのがちょうど1月末から2月ぐらいになるんですけれども、3月末までの金額を算定すると非常に難しい問題であります。本来であれば、たとえこここの4ページでいきますと7節の報償費の中のこれが仮に15億円あったとするならば、そこで14億円しか使われなかつたということであれば1億円を積立金のほうに流用してそれで積立てればそんな差がなくなる話になるわけですけれども、今回はそういうような形でですね処理をさせていただきたい。ただし、先ほど言いました地方自治法の関係でですね、同じ款の中でもないと積立金ができませんので、今回は3項の積立金を1,000円を減とし、2款のほうの積立金を新たにつくってそこで積立てをさせていただくというような流れにしたということです。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 4ページのところで質問なんんですけども、これからその補正額として事業費として1億2,500万かかるわけですね。単純にこれ町のほうは10%を助成するわけですね。そうすると町の財源ってこの1%だと1,250万が必要になるんじゃないかなと思って、反対にチャージ額はそれを引くと1,136万これ1,180万となっておりますけども、そこに4、500万の差が出るんじゃないかなと思いますけどもその辺の考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 単純に計算しますそういうふうな形になるわけなんですけれども今までの実績額を加味して差引きでやってますので、当然差額って出てくる話になります。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） すいません。トータル的にはこの計算で間違いないということですよ

ろしいわけですね。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第23号、令和5年5年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第4号）

は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第14、議案第24号、令和5年度西伊豆町水道会計補正予算（2号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第24号は令和5年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） はい。それでは議案第24号、令和5年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。今回の補正は、今年度企業課で執行しました地震対策事業が県交付金の対象になったことにより関連する収支を補正するものでございます。

3ページをお願いします。令和5年度西伊豆町水道事業会計補正予算実施計画。収益的収入及び支出の支出です。1款水道事業費用、27万6,000円を追加し、計2億622万3,000円としたいものです。うち2項営業外費用に27万6,000円を増額し、計664万5,000円とする補正となります。

4ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。1款資本的収入、315万3,000円を追加し315万5,000円としたいものです。2項他会計からの繰入金、315万3,000円を増額し計315万3,000円とする補正となります。

5ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出です。1款資本的支出、304万円を減額し計5,677万1,000円としたいものです。うち1項建設改良費、304万円を減額し4,547万6,000円とする補正となります。

6ページをお願いします。令和5年度西伊豆町水道事業会計補正予算明細書、収益的収入及び支出の支出です。款項は先ほど読み上げましたので目から説明させていただきます。1款2項3目消費税、27万6,000円を増額し600万6,000円となります。うち1節消費税27万6,000円の増額は、後ほどご説明しますが資本的支出の事業完了による事業費減額に伴い再計算した消費税納税額の増額分となります。

7ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。こちらも目から説明させていただきます。1款2項1目他会計からの繰入金、315万3,000円を増額し315万3,000円としたいものです。1節他会計からの繰入金、315万3,000円の増額は今年度執行しました先川浄水場着水地及び浄水地改修設計業務委託が防災課所管の静岡県地震津波対策等減災交付金事業対象事業費3分の1補助上限2,000万円に該当することとなり、その補助金として先ほどご承認頂いた議案第20号、一般会計補正予算（第2号）8款1項4目27節からの繰出金、315万3,000円を水道会計に繰り入れるものでございます。

8ページをお願いします。資本的収入及び支出の支出です。こちらも目から説明させていただきます。1款1項2目地震対策事業費、304万円を減額し946万3,000円としたいものです。2節委託料、304万円の減額は先ほど説明させていただきました補助対象事業、先川

浄水場着水地及び浄水地改修設計業務委託が完了し、事業費が確定したことによる剩余分を減額するものです。補正後の事業費、946万円の3分の1を6ページでご説明した事業交付金として繰り入れるものでございます。

9ページをお願いします。令和5年度西伊豆町水道事業会計予定貸借対照表、今回の補正予算を反映させ令和6年3月末の予定数値を示したものでございます。

10ページをお願いします。2、流動資産（1）現金預金4億4,914万7,558円をご確認頂き、13ページをお願いします。西伊豆町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書、令和6年3月末の予定数値を示しております。下段の資金期末残高4億4,914万7,558円が先ほど10ページ見ていただきました。2、流動資産（1）現金預金と同額であることをご確認していただき難駄ですが、議案第24号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑をしてください。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） これ他会計からの繰入れって一般会計からね。これこういう場合は何割かこの一般会計からの繰入れに対して何割か交付税措置をされるっていうケースがあるんだけど、今回はどうなんですか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） はい、このケースっていうのは交付税とかのそういった対象とは全く別のものになります。

○議長（堤 豊君） 芹澤さんよろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

よろしいでしょうか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 24 号、令和 5 年度西伊豆町水道会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 25 号から 31 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） いいですか。お諮りします。

○議長（堤 豊君） 日程第 15、議案第 25 号、令和 6 年度西伊豆町一般会計予算。

日程第 16、議案第 26 号、議案令和 6 年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算。

日程第 17、議案第 27 号、令和 6 年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。

日程第 18、議案第 28 号、令和 6 年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算。

日程第 19、議案第 29 号、令和 6 年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計予算。

日程第 20、議案第 30 号、令和 6 年度西伊豆町水道会計事業予算。

日程第 21、議案第 31 号、令和 6 年度西伊豆町温泉事業会計予算。

以上 7 会計の予算について、会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 15 号、議案第 25 号から日程第 21、議案第 31 号までを一括議題とすることに決定しました。

お諮りします。

議案第 25 号から議案第 31 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、議案の朗読

は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第25号、令和6年度西伊豆町一般会計予算から議案第31号、令和6年度西伊豆町温泉事業会計予算までにつきましての詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） はい。それでは、議案第25号、令和6年度西伊豆町一般会計予算についてご説明いたします。この後、連合審査会がございますので、歳入歳出とも款と金額を朗読いたします。

予算書の2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算、歳入です。1款町税、8億419万8,000円。2款地方譲与税、4,490万円。3款利子割交付金、30万円。4款配当割交付金、340万円。5款株式等譲渡所得割交付金、360万円。6款法人事業税交付金、1,200万円。7款地方消費税交付金、1億8,000万円。8款環境性能割交付金、320万円。9款地方特例交付金、160万円。10款地方交付税、23億8,500万円。11款交通安全対策特別交付金、50万円。12款分担金及び負担金、3,070万4,000円。13款使用料及び手数料、4,118万1,000円。14款国庫支出金、6億3,929万円。15款県支出金、3億7,691万7,000円。16款財産収入、1,412万2,000円。17款寄附金、10億4万4,000円。18款繰入金、15億4,433万5,000円。19款繰越金1億円。

4ページをお願いします。20款諸収入、8,180万9,000円。21款町債、3億4,390万円。歳入合計76億1,100万円。

5ページをお願いします。歳出です。1款議会費、6,248万5,000円。2款総務費、8億9,894万7,000円。3款民生費、11億4,118万4,000円。4款衛生費、6億6,870万8,000円。5款農林水産業費、3億3,074万円。6款商工費、10億3,702万1,000円。

6ページをお願いします。7款土木費、4億9,305万6,000円。8款消防費、7億3,696万2,000円。9款教育費、6億384万7,000円。10款災害復旧費、5,500万3,000円。11款

公債費、5億905万1,000円。12款諸支出金、10億6,699万6,000円。13款予備費、700万円。歳出合計76億1,100万円。

8ページをお願いします。第2表債務負担行為になります。受講期間、限度額について朗読させていただきます。西伊豆町景観計画策定業務委託料、令和6年度から令和7年度まで、1,200万円の範囲内で令和6年度予算計上額600万円を超える金額については、令和7年度以降において支払う。地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託料、令和6年度から令和7年度まで1,050万円以内の金額を令和7年度以降において支払う。指定金融機関事務取扱負担金、令和6年度から令和8年度まで、660万円の範囲内で、令和6年度予算計上額165万円を超える金額については令和7年度以降において支払う。

続きまして9ページ、第3表地方債になります。起債の目的、限度額について朗読させていただきます。過疎対策事業債、1億9,700万円。旧合併特例事業債、1億3,190万円。臨時財政対策債、1,500万円。計3億4,390万円。利子償還の方法は記載のとおりでございます。以上説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） 続いて144ページをお願いいたします。議案第26号、令和6年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算についてご説明させていただきます。

歳入歳出とともに款と金額を朗読させていただきます。第1表歳入歳出予算、歳入でございます。1款国民健康保険税、1億3,385万6,000円。2款一部負担金、4,000円。3款使用料及び手数料、3万円。4款国庫支出金、2,000円。5款県支出金、9億5,325万2,000円。6款財産収入、55万5,000円。7款繰入金、1億2,348万9,000円。8款繰越金、1,000円。9款諸収入、1,081万1,000円。歳入合計12億2,200万円。

145ページをお願いします。歳出でございます。1款総務費、2,899万円。2款保険給付費、9億3,533万6,000円。3款国民健康保険事業費納付金、2億2,157万6,000円。4款共同事業拠出金、1,000円。5款保健事業費、1,993万8,000円。6款基金積立金、105万6,000円。7款公債費、1,000円。8款諸支出金、1,260万2,000円。

146ページをお願いします。9款予備費、250万円。歳出合計12億2,200万円。

続いて172ページをお願いします。こちらは議案第27号、令和6年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について説明をさせていただきます。

歳入歳出とともに款と金額を朗読させていただきます。第1表歳入歳出予算、歳入。1款後期高齢者医療保険料、1億3,644万9,000円。2款使用料及び手数料、6,000円。3款繰入

金、2億220万9,000円。4款繰越金、1,000円。5款諸収入、33万5,000円。歳入合計3億3,900万円。

173ページお願いします。歳出です。1款総務費、312万4,000円。2款後期高齢者医療広域連合納付金、3億3,544万5,000円。3款諸支出金、33万1,000円。4款予備費、10万円。歳出合計3億3,900万円。

次に182ページをお願いします。引き続きまして議案第28号、令和6年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算についてご説明をさせていただきます。

歳入歳出とともに款と金額を朗読させていただきます。第1表歳入歳出予算、歳入。1款保険料、2億1,143万9,000円。2款使用料及び手数料、1万円。3款国庫支出金、3億4,132万円。4款支払基金交付金、3億3,785万8,000円。5款県支出金、1億8,619万5,000円。6款財産収入、46万1,000円。7款繰入金、2億4,023万6,000円。8款繰越金1,000円。9款諸収入18万円。歳入合計13億1,770万円。

183ページお願いします。歳出。1款総務費、3,273万5,000円。2款保険給付費、12億2,761万3,000円。3款財政安定化基金拠出金、2,000円。4款相互財政安定化事業負担金、1,000円。5款地域支援事業費、5,437万5,000円。6款基金積立金、46万1,000円。7款公債費、1,000円。8款諸支出金、51万2,000円。

184ページをお願いします。9款予備費、200万円。歳出合計13億1,770万円。以上となります。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 続きまして211ページになります。議案第29号、令和6年度西伊豆町サンセットコイン特別事業特別会計予算についてご説明をいたします。

212ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算、歳入です。1款国庫支出金、1,000円。2款財産収入、1,000円。3款繰入金、1億6,408万8,000円。4款諸収入、14億6,691万円。歳入合計16億3,100万円です。

続きまして213ページをお願いいたします。歳出です。1款総務費、549万1,000円。2款事業費、16億2,550万9,000円。歳出合計16億3,100万円です。以上です。

○議長（堤 豊君） 審議中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 3時52分

再開 午前 3時59分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） はい。それでは議案第30号、令和6年度西伊豆町水道事業会計予算について説明させていただきます。

223 ページをお願いします。令和6年度西伊豆町水道事業会計予算実施計画です。款のみ読み上げさせていただきます。収益的収入及び支出の収入です。1款水道事業収益、2億4,283万9,000円。

224 ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出です。1款水道事業費用、2億374万7,000円。

225 ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。1款資本的収入、2,000万2,000円。

226 ページをお願いします。資本的収入及び支出の支出です。1款資本的支出、3億2,254万円です。

以上、令和6年度西伊豆町水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第31号、令和6年度西伊豆町温泉事業会計予算について説明させていただきます。

265 ページをお願いします。令和6年度西伊豆町温泉事業会計予算実施計画です。こちらも款のみ読み上げます。収益的収入及び支出の収入です。1款温泉事業収益、9,868万7,000円。

266 ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出です。1款温泉事業費用、8,464万9,000円。

267 ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。1款資本的収入、2,000円。

268 ページをお願いします。資本的収入及び支出の支出です。1款資本的支出、4,001万1,000円。

以上、令和6年度西伊豆町温泉事業会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

詳細についての質疑は、予算審査会がこの後予定されておりますので、大綱質疑といたします。

最初に、議案第 25 号、令和 6 年度西伊豆町一般会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

7 番、山田厚司君。

○7 番（山田厚司君） それではですね、大綱質疑ということで、ストレスのない職場環境を整えること働きやすい職場づくりをどのようにつくっていくかということについて質問します。一般的にはですね職場の環境を整えることで、仕事のストレスや健康状況が改善するだけでなく、生産性も向上するということが多くの研究によって報告されており、特にですね自治体においてはですね、人手不足や業務の多忙さによって職員のストレスが深刻化していると言われております。高い責任とプレッシャーなどもその一因と言われております。1 例として私も考えるのはですね施政方針等にもいろいろと質問にもありましたけどもふるさと納税のことなんかでもですね、町長や課長なんかのですね目算や考え方は当然あるとは思いますけども、今年度は未達であったにもかかわらず、やっぱりそれがですね再度 10 億円という目標設定がされたりされるということになってですねそれが、ストレスや不安が蓄積されないかこういったことが、危惧されたりします。いくら様々な方針を打ち立てたとしてもですね、実際に仕事をしてくれるのは職員だと思います。それらを鑑みて、職場環境環境の改善とか働きやすい職場づくりということをですね、どういうふうに考えていくか。そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 確かに職場環境を改善というかですね、いい環境で仕事をしていただくということは必要だろうというふうに思っております。ここ数年におきましては人事異動をする前にですね職員の方から、異動希望であったりとか、皆さん思っていることを書いてくださいというような形で意見聴取はしております、それをもとに人事異動などもさせていただいているところでございます。ストレスなどについてはストレスチェックを行い、適宜お医者さんにかかるように課長のほうから促しをさせていただいたりなど、配慮はさせていただいておりますが、やはり小さな自治体またこういった小さな規模の自治体ですと、職員の採用についてもなかなか受験をしていただけないということはございますけれども、ここ数年におきましては、総務課が頑張りまして何とか近隣市町にも負けないほど職員の募集に対する応募が来ている状況でございます。令和 6 年の 4 月につきましては、3 名の新規職員を採用できる状態でございますので、何とか人員を確保しながら、一人一人に負担がかかり過ぎないような努力は今後も進めていきたいと。いうふうには考えております。各事業につ

いては職員に対してですね、過度にストレスがかかるところも多少はあるのかもしれませんけども、そこは課長を中心に1人に重荷が行くのではなくて、課全体で取り組む体制ということは今後も努めていくように指示をし実行していきたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 確かにですね5年度においてですね、メンタルヘルスチェックっていうものをですね導入して、これを有効に使っているなっていうふうなことはですね、感じております。1番ストレスを多く受けるのはですね、町長自身であろうとは思いますけどもこのメンタルヘルスというふうなことで考えればですね、例えば本当に外部に委託全部するんではなくてメンタルヘルスの人材を今後育成していって、自分たちでセルフでもってメンタルヘルスをチェックしていくような体制も今後構築していくべきじゃないのかなというふうに思いますけど、そういうことに関してはどうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 何が最善なのかということはちょっと分かりませんので、ありとあらゆることをですねやってみてなるべくそういう負担であったりとかストレスがかかり過ぎないという取組をしていきたいというふうに思います。またここ3年間コロナでなかなか人と人がワイワイする機会もありませんでしたけれども、昨年のゴールデンウイーク明けから、一応コロナも、2類相当から5類にということなのでコミュニケーションをとれる機会というのは増えただろうというふうに思っております。なかなか今の時代ですね、飲みニケーションもやりにくい環境あるかもしれませんけども、逆にそういうときでなければ話せない機会も当然あろうかというふうに思いますんで、なるべく職員が孤立したりですねそういうとのないように、チームワークうまくとつてできる環境づくりというものに努めていきたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 人事権、人事配置の話もありましたけども例えばですね本当に何らかの、イレギュラーな事情によって課の中で急遽な理由で人手不足に陥った場合に応援体制を組むとか何とかっていうふうなことはですね、それはやっぱり町長の権限でいろいろやっていかなきやならない。そういう応援体制を組む考え方とかっていうふうなものも常日頃からこういう人を応援体制で組む人員なんかも、確保しながらですね、考えていかなきやならないと思いますけども、そういうことに関してはどうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 完全にですね、課の単位で人手が足りないということであれば年度途中でも、人事異動を行って配置替えをするということは過去にも行ってまいりましたんで令和6年度におきましてもそういう状況が生まれたときには速やかに対応したいというふうには思っております。ただ令和5年度から試験的にフリーアドレスで総務課とまちづくり課が取り組んでおりまして、必ずしも、同じか同じ係でなければ仕事ができないということではなくて、係を横断して仕事ができる環境というものは今チャレンジしているところでございますので何とかそういうものでですね、足りてない人員であったりとかそういうマンパワーについては、同じ課の中または課をまたいでも、助け合いができるような環境をつくりていきたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 当町観光理事長ということで、星野町長もその辺は認めておられるところですが今インバウンドに関しては中国からその他東南アジアの方向に移っているというような情報や報道が流れています。この件に関して、やはり東南アジア方面の言語とか観光インフルエンサーそういうものに力を入れていくことが必要だと思われますが、この予算でどのようにやっていくのかお伺いいたします。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 確かに東南アジアのほうもですね、大分富裕層の方々が日本にお越しになられているということは伺っておりますので、インバウンドを含めればいろいろな言語に見合った対応をすることは必要だろうというふうには思いますが、こういった小さな市町が表示看板にしても、全ての言語を捉えていきますと、逆に主要の言語が見にくくなるという反面もございますので、その辺はケースバイケースで対応していきたいというふうには思っております。ただ技術の発達でスマホであったりとかいろいろなものが言葉の通訳などには生かせるような状況になってきておりますので、なるべく観光事業者さんとも協力をしながら、いろんな方のニーズにお応えできるような対応を図っていきたいというふうには思います。ただあまり薄く広くやりますと最終的には実がとれない可能性もございますので、ある程度のところに集中をして、西伊豆町をPRしながら一段落したら広げていくというような取組がよろしいかというふうに思っておりますので、今現在におきましては東南アジア全域に対応する予算は計上しておりませんけれども、ゆくゆくはそういうことも必要だらうというふうには思っております。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） また人員がなかなか、働く人が少なくなってきたというところで、役場が率先してそのデジタルトランスフォーメーションのほうはやっていくと思うんですが、これを民間にどのように広げていくのかというのが一つの課題であって働き手の少なくなつたところをその辺を利用して町の活性化につなげていくというような考えがあると思いますが、政府がそういう推奨しているデジタルトランスフォーメーションをどのように町政に生かしていく、そういう考えがございましたらお願ひいたします。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 西伊豆の場合はデジタルトランスフォーメーションに直接関係するのかちょっと分かりませんけども、サンセットコインにつきましては 10 億円以上の予算を組めるようなものに成長してきております。これも一応今はカードが主流にはなっておりますけれども、今年度、令和 6 年度予算を計上する上で、デジタルディバイドの解消を含めてスマホをお持ちでない方がですね、あくまでも「まるけん」のアプリを入れてくれればという条件付ではございますけれどもそういったことをやることによって、皆さんがそういった端末を持ち、最終的にはサンセットコインもカードではなくてスマホの QR で対応するということになると今度商店のほうにスマホが要らなくなつて、PayPay であったりとか LINE Pay と同じようにお店にある QR を読み込んでいくということにも発展していくんだろうというふうに思います。ただデジタルに触れたことがない人に一足飛びでそこに行くということはできないわけでございますけども、一応今はそこに行く足がかりの一歩はサンセットコインでできたのかなというふうに思っておりますのでいろいろ「まるけん」含め、今西伊豆町が出しているメールであるとか LINE の情報提供を踏まえてですねデジタルについては町民にしっかりと周知をし、事業者さんもこういったデジタルを町でやってるんだつたら私たちもやろうかというような雰囲気づくりというものはしていきたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（堤 豊君） 次に、議案第 26 号、令和 6 年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（堤 豊君） 次に議案第27号、令和6年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 後期高齢者の特別会計ですが、前年度になりますが団塊の世代ですね、後期高齢者のほうに突入するということで当町にとっての影響はどの程度かというような質問をした記憶がございます。そのときにですね、当町にとってはあまり団塊の世代の高齢者医療特別会計に入るところは、影響はそんなに認められないというような発言があつたと思いますが、その辺は変わりなく本年度も、その団塊の世代、医療費を見てみると少しづつは上がっているみたいなんですがあまりそんなには影響はないと考えているのかお伺いします。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。後期高齢の保険になるわけでございますけれども、あくまでもこれは町のほうでどういった取組がということよりは国県の制度の中で行わせていただいているものでございますので特段団塊の世代がどうこうということが直接この会計に対してですね、西伊豆町の場合影響を及ぼすということはないんだろうというふうには思います。ただ国全体で考えれば、そういった方々がここに差しかかってくるということと、ひいては日本国全体の人口が減っているわけでございますので、誰が負担を背負っていくのかということについては、町単独で考えるのではなくて、県国がですねある程度主導権を持って対応していただきなければ、対応しきれないんではなかろうかというふうには考えております。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（堤 豊君） 次に、議案第28号、令和6年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

○議長（堤 豊君） 次に、議案第 29 号、令和 6 年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

3 番、仲田慶枝君。

○3 番（仲田慶枝君） はい。結果的に令和 5 年度は当初予算のほぼ倍ぐらいの補正が重なつていって、倍ぐらいの金額になってきたと思うんですけど、今年度の 6 年度の予算がほぼそれと同額ぐらいということになっておりますが、これはやはり 6 年度も 10% 還元を継続的にある程度、期間はあるのかもしれませんがやっていくというようなおつもりなんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） おつもりはという質問であるならばおつもりはございません。というのはこれは令和 5 年度のときにも申し上げたんですけども、数年で 5% はさせていただきたいということを申し上げて年度途中で国のはうから、今こういう状況でございますのでということで、町のはうにお金が来るということが判明しましたので、であるならば年度末から、年末から年度末にかけては 5% 上乗せをして 10% で対応させていただきたいということで、議会の皆様にもご承知を頂いたかというふうに思っております。10%になりますと、予算見ていただければ分かるように、今大体繰り入れているものの総額が 1 億円強でございますので、その場合の費用が当然必要になってまいります。それを町単独で出すということは出しきれなくなってしまいますので最終的には行き詰ると、そもそもサンセットコイン事業をやめなければいけないというところに行く可能性がございます。現時点では 5% であれば対応できるだろうというふうに考えておりますので通年継続 5% で、ただ特例としてまた国のはうからそういったものが来れば考えることはできるかというふうに思いますけども、今現時点で 5% 以上にするということはなかろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 3 番、仲田慶枝君。

○3 番（仲田慶枝君） そうしますと 16 億 3,000 万というのは少し難しくないですか。ですよね。サンセットコイン事業。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 予算規模としてはそういった形なんですけども、当然チャージをして

いただかなければお支払いもしません。ただ最終的に年度末にこれぐらいあるだろうというのを見越してやっておりまして、なければまた補正を組まなければいけないので一応、年度末までの金額を見越してこの金額になっておりますが、仮に年度終わりのときに 10 億円であれば私たちは 10 億円に対して 5 %の還元をするというだけでございますので、この予算規模が膨らんでいたとしても、実害は全くないという状況だろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 3 番、仲田慶枝君。はい。

○3 番（仲田慶枝君） サンセットコインのところでもう 1 点伺いたいところございます。恐らくこのサンセットコインのチャージ料が、主な収入になるわけですよねここ。ですが勘定項目が雑入になっています。そこ私はすごく違和感があって、これ雑入じゃなくてちゃんとした勘定項目を私は設けるべきだと思いますけど、

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） もともと最初スタートしたときには 2 億円程度の決算額でございましたので、余りこう雑入という言葉が響かなかつたと思うんですけども、今それが 16 何億になってそれで雑入でいいのかっていう話になってるかと思うんですけども、そもそもこのサンセットコインのチャージ料というのはですね、町のサービスで対価を得るとか町が何かをして使用料取るとかっていうものではなくて本当はあくまでも個人のお金でございます。ですので、ほかの科目に入れるかどうかっていうところはどうかって思うんですけども、です ので今のところは雑入に入れて処理をしているという形をとっております。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（堤 豊君） 次に議案第 30 号、令和 6 年度西伊豆町水道事業会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（堤 豊君） 次に議案第 31 号、令和 6 年度西伊豆町温泉事業会計予算の大綱質疑を許します。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで、予算の大綱質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 25 号から議案第 31 号までの 7 会計の審査については会議規則第 39 条第 1 項の規定により、所管常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号、令和 6 年度西伊豆町一般会計予算。

議案第 26 号、令和 6 年度西伊豆町国民保険特別会計予算。

議案第 27 号、令和 6 年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第 28 号、令和 6 年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算までの 4 会計については、第 1 常任委員会に。

議案第 29 号、令和 6 年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計予算。

議案第 30 号、令和 6 年度西伊豆町水道事業会計予算。

議案第 31 号、令和 6 年度西伊豆町温泉事業会計予算の 3 会計については、第 2 常任委員会にそれぞれの付託をすることに決定いたしました。

---

## ◎休会の議決

○議長（堤 豊君） お諮りします。

委員会審査のため、8月から3年、14日までの、これは違う失礼しました。

委員会審査等のため、3月8日から3月14日までの7日間を休会したいと思います。

これにご異議ありますか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、3月8日から3月14日までの7日間を休会とすることに決定しました。

---

◎散会宣告

○議長（堤 豊君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。皆さんご苦労さまでした。

散会 午後 16時26分